
本文書は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank PLC)が2018年8月2日に発表した2018年度上半期決算報告書を参考訳したものです。その正確な内容については、原文である英文リリースをご参照ください。本文書と英文リリースとの間で齟齬がある場合には原文が優先されます。なお、原文は、<https://www.home.barclays/barclays-investor-relations/results-and-reports/results.html>よりご覧いただけます。

Barclays Bank PLC

Interim Results Announcement

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
2018年度上半期決算報告書

2018年8月2日発表

目次

決算報告書	ページ
注	1
財務レビュー	2-3
リスク管理	
• リスク管理および主要リスク	4
• 財務および資本リスク	5-6
• 信用リスク	7
• 市場リスク	8
取締役の責任に関する声明	9
パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	10
要約連結財務書類	11-16
財務書類に対する注記	17-56
その他の情報	57

注

本書中の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2018 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間の数値と 2017 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2018 年 6 月 30 日現在の数値と 2017 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、本中間決算報告書が承認された日の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2018 年 8 月 1 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2017 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、home.barclays/results および SEC のウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とパークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、コミットメントおよび目標、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、IFRS 第 9 号の影響に関する、または関連する記述または予測、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、IFRS 第 9 号の導入を含む国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場におけるボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1 カ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第 50 条行使の影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の将来の業績、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・バンク・グループの SEC への提出物(パークレイズ・バンク・グループの 2017 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

パークレイズ・バンク・グループの業績(半期)

	2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
収益合計	7,253	7,301	(1)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(156)	(656)	76
営業収益純額	7,097	6,645	7
訴訟および特定行為を除いた場合の営業費用	(4,757)	(5,111)	7
訴訟および特定行為	(1,627)	(48)	
営業費用	(6,384)	(5,159)	(24)
その他の収益純額	12	245	(95)
税引前利益	725	1,731	(58)
税金	(378)	(430)	12
継続事業に係る税引後利益	347	1,301	(73)
非継続事業に係る税引後損失 ¹	(47)	(2,030)	98
継続事業に係る非支配持分	1	(2)	
非継続事業に係る非支配持分 ¹	-	(140)	
その他の持分商品保有者	(310)	(301)	(3)
株主帰属損失	(9)	(1,172)	99

¹ パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、英国バンキング事業を2018年4月1日付でパークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管しました。2018年3月31日に終了した3ヵ月間および2017年6月30日に終了した6ヵ月間における英国バンキング事業に関する業績は、非継続事業として報告されています。比較期間には、2017年5月31日に終了した5ヵ月間におけるパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に関連する業績も含まれています。

パークレイズ・バンク・グループの業績

概要

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー、カードおよび決済事業ならびに本社から構成されています。2018年3月におけるリングフェンス移管スキームの裁判所承認に伴い、大部分がパーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUK およびビジネス・バンキングから構成される英国バンキング事業は、2013年金融サービス(銀行改革)法および関連法に準拠して規制上のリングフェンス要件を満たすため、2018年4月1日付でパークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管されました。

損益計算書

- 税引前利益は58%下落し7億2,500万ポンドとなりました。本社において住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関する米国司法省(DOJ)との和解により18億8,700万ポンドの損失が生じたこと(2017年度上半期:2億2,200万ポンド)、ならびにコンシューマー、カードおよび決済事業において27%減の6億7,700万ポンドとなったことを反映しています。これは、CIBにて16%増の19億3,500万ポンドとなったこと、および2017年7月1日に閉鎖された旧ノンコア部門に伴う損失が当期には発生しなかったことにより一部相殺されました
- 英ポンドに対する米ドルの平均レートが10%下落したことが利益と収益に悪影響を与える一方で、信用に関する減損費用と営業費用に好影響を与えました
- 収益合計は1%減少し、72億5,300万ポンドとなりました
 - CIBの収益は53億7,300万ポンドと概ね横ばいになりました(2017年度上半期:53億8,400万ポンド)。バンキング事業の収益が5%減となったことで相殺されたものの、市場業務の収益が9%増となったためです
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は11%減の21億3,700万ポンドとなりました。米国カード事業の基調的な成長の持続と2018年度上半期に計上した米国カード・ポートフォリオ売却益5,300万ポンドにより一部相殺されたものの、2017年度上半期に計上した米国カード事業における資産売却に係る1億9,200万ポンドの利益およびパークレイズ・バンクが保有するビザ・インク優先株の評価益7,400万ポンドが当期には発生しなかったことを受けています
 - 本社収益は2億5,700万ポンドの費用に減少しました(2017年度上半期:4,600万ポンドの収益)。これは主にヘッジ会計から発生した損失によりですが、リーマン・ブラザーズ買収に関連する受取金の決済に伴う一過性の利益1億5,500万ポンドにより一部相殺されました
- IFRS第9号の適用が進む中でのポートフォリオ調整を含め、信用に関する減損費用は76%減少し、1億5,600万ポンドとなりました
 - CIBの信用に関する減損費用は1億8,200万ポンドの戻入となりました(2017年度上半期:5,000万ポンドの費用)。シングルネームの回収と最新のマクロ経済予測を主に受けています

- コンシューマー、カードおよび決済事業の信用に関する減損費用は 40%減少して 3 億 4,300 万ポンドとなりました。米国のマクロ経済予測の改善、米国カード事業ポートフォリオをより低リスクの構成に転換した影響、特定の米国カード残高の予想を上回る季節性の返済を反映しています
- 営業費用は 24%増加して、63 億 8,400 万ポンドとなりました
 - CIB の営業費用は 4%減少して 36 億 2,800 万ポンドとなりました。持続的な投資により一部相殺されたものの、事業再編および構造改革費用の減少、ならびに 2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更の影響の軽減を受けています
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の営業費用は 13%増加して 11 億 3,400 万ポンドとなりました。これは主に米国カード事業および加盟店獲得事業における持続的な成長と投資ならびに訴訟および特定行為に係る費用を含みます
 - 本社の営業費用は、16 億 2,200 万ポンドに増加しました(2017 年度上半期:1 億 100 万ポンド)。RMBS に関する DOJ との和解金 14 億ポンドを含め、訴訟および特定行為に係る費用が増加したことによるものです
- その他の収益純額は1,200万ポンドに減少しました(2017年度上半期:2億4,500万ポンド)。2017年度上半期に計上したパークレイズ・バンクが保有するボーカリンク持分のマスターカードへの売却益1億900万ポンドおよび日本の合併事業持分の売却益7,600万ポンドが当期には発生しなかったことを反映しています
- 非継続事業に係る税引後損失4,700万ポンド(2017年度上半期:20億3,000万ポンド)には、パークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管された英国バンキング事業に関連する2018年3月31日に終了した3か月間の業績が含まれています。2017年度上半期については、BAGLおよび英国バンキング事業に関連する業績が含まれています
- 実効税率は52.1%に上昇しました(2017年度上半期:24.8%)。税務上では非控除費用である訴訟および特定行為に係る費用を主に反映しています。これは米国税制改正法(Tax Cuts and Jobs Act)に基づく米国連邦法人税率の引き下げと2018年度上半期に認識した過年度修正の好影響により一部相殺されました

貸借対照表

- 貸付金(償却原価ベース)は1,898億ポンド減少し、1,348億ポンドとなりました。パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの英国バンキング事業の売却およびIFRS第9号の影響によるものです
- デリバティブ金融資産と負債はそれぞれ90億ポンド減の2,290億ポンド、133億ポンド減の2,251億ポンドとなりました。為替デリバティブ取引量の増加により一部相殺されたものの、主要フォワード・カーブの上方シフトとロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)における日次決済の適用を受けています
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は主にIFRS第9号の影響とリバースレポ取引活動の増加を受けて262億ポンド増加し、1,424億ポンドとなりました。これは、パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの英国バンキング事業の売却により一部相殺されました
- 預り金(償却原価ベース)は2,052億ポンド減少し、1,940億ポンドとなりました。パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの英国バンキング事業の売却およびIFRS第9号の影響によるものです

その他の事項

- パークレイズは2005年から2007年にパークレイズが販売した住宅ローン担保証券(RMBS)に関連して米国司法省が2016年12月に起こした民事訴訟について、2018年度上半期に米国司法省と和解しました。パークレイズは2018年度上半期に20億米ドル(14億2,000万ポンド)の民事制裁金を支払いました
- パークレイズは2018年5月21日、2008年のパークレイズによる資金調達で発生した事項に関連する、英国重大不正捜査局(SFO)によるパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対するすべての告訴を英国刑事法院が棄却したと発表しました。SFOは2018年7月23日、英国刑事法院が棄却したパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対するすべての告訴の回復を高等法院に申し立てました。パークレイズはSFOによる申立てに対して抗弁する意向です
- パークレイズ・バンク・ピーエルシーは2018年8月1日、子会社であるパークレイズ・アフリカ・グループ・ホールディング・リミテッド(BAGHL)に対する資本持分を現物配当としてパークレイズ・ピーエルシーに譲渡しました。これにより、BAGHLはパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社ではなくなり、最終親会社であるパークレイズ・ピーエルシーの直接子会社となりました。当該配当評価金額は、BAGHLおよびその子会社に対するパークレイズ・ピーエルシーの出資の帳簿価額を表しており、2億6,900万ポンドです

リスク管理

リスク管理および主要リスク

バークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守はバークレイズ・グループの全社的リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はバークレイズ・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するプロセス、およびその結果として関連するリスク・テイクングに関して設定する上限を特定することです。バークレイズ・グループのフレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、オペレーショナル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスク、モデル・リスクおよび法的リスクの 8 つの主要リスクを特定しています。これらリスクの詳細ならびに管理手法については、ウェブサイト(home.barclays/annualreport)に掲載されている 2017 年度バークレイズ・バンク・ピーエルシー年次報告書をご覧ください。当期においてこれらの主要リスクに重要な変化はなく、本会計年度の残りの 6 ヶ月間においても重要な変化は予想されていません。

当期における財務および資本リスク、信用リスクならびに市場リスクの概要は以下のセクションをご参照ください。

財務および資本リスク

資本およびレバレッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規制を受けています。単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの承認を条件として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成されます。以下の開示は、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な資本メトリックスを示しており、リスク特性の詳細はパークレイズ・ピーエルシーの2018年度上半期ピラー3レポートに含まれています。

資本比率 ^{1,2,3}	2018年 6月30日現在
普通株式 Tier1 (CET1)	13.0%
Tier1 (T1)	17.6%
規制上の自己資本合計	21.9%

資本要素

(億ポンド)

普通株式 Tier1 資本	243
Tier1 資本	330
規制上の自己資本合計	410
リスク調整後資産 (RWA) 合計 ¹	1,876

自己資本規制 (CRR) のレバレッジ比率¹

CRR レバレッジ比率	4.1%
Tier1 資本	33.0
CRR レバレッジ・エクスポージャー	808

- 1 資本、リスク調整後資産およびレバレッジは CRR の経過措置ルールを適用して算出しています。これには IFRS 第9号経過措置ルールおよび CRR 非適格資本性商品を適用対象外とすることも含まれています。
- 2 完全施行ベースの CET1 資本比率は 12.2% でした。CET1 資本 224 億ポンドおよびリスク調整後資産 1,845 億ポンドは CRR の経過措置ルールを適用せずに算出されています。
- 3 パークレイズ・バンク・ピーエルシーの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノートにおける転換トリガーに対する評価に関連するパークレイズ・ピーエルシーの CET1 資本比率は 13.0% でした。この算出のため、CET1 資本およびリスク調整後資産は IFRS 第9号経過措置ルールを含む CRR の経過措置ルールを適用して算出されています。CRD IV の実施に関連する経過措置規定の金融サービス機構 (FSA) による 2012 年 10 月の解釈の恩典は 2017 年 12 月に失効しました。

財務および資本リスク

資金調達および流動性

パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・グループの流動性リスク管理方針を適用しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会は、内部流動性リスク・モデルおよび外部の規制要件である流動性カバレッジ比率(LCR)に基づき流動性リスク選好度(LRA)を設定しています。財務および資本リスク部門は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会が定義する流動性リスク指令の管理および監督、ならびに内部流動性充足度評価プロセス(ILAAP)の作成の責任を有しています。財務部門は、設定されたLRA内の流動性リスクの管理について主たる責任を有しています。

流動性管理の目的上、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるパークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドは、国内流動性サブグループ(パークレイズ・バンク・ピーエルシーDOLサブグループ)の取り決めに基づき、結合ベースにてPRAに監視されています。

流動性リスクのストレス・テストでは、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を評価します。これは次に、ストレスが生じた場合に期待資金流出を満たすのに直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30日のパークレイズ特有のストレス事象、90日の市場全体のストレス事象および30日のパークレイズ特有および市場全体のストレス事象の両方から成る結合シナリオが含まれます。パークレイズ・バンク・グループは、流動性ストレスに対して用いられる一定の範囲の管理行動を維持しており、これはパークレイズ・グループのリカバリー・プランにて文書化されています。

2018年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのDOLサブグループは、内部および規制上の要件に対してストレス時の資金流出純額の100%を上回る適格流動性資産を保有していました。現金および中央銀行預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、パークレイズ・グループにおおむね類似しています。余剰流動性のほとんどがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在しています。残余余剰流動性の大半は米国子会社に所在し、各事業体固有のストレス時の資金流出および当該国の規制上の要件に対して保有されています。

2018年6月30日現在
(億ポンド)

パークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	1,710
	%
パークレイズ・バンク・ピーエルシーのDOLサブグループにおけるCRD IV流動性カバレッジ比率	145

信用リスク

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは2018年1月1日付でIFRS第9号「金融商品」を適用しました。これに伴い、金融資産の分類および測定、ならびに予想信用損失(ECL)に基づく減損引当金の数量化に大きな変更が生じました。

予想損失に基づく手法の適用に際し用いられる会計方針、主要コンセプト、判断に関する開示は英語原文17-22ページの注記1「作成の基礎」に含まれます。IFRS第9号の初度適用およびIAS第39号「金融商品：認識および測定」からIFRS第9号への移行の影響に関する開示は英語原文53-55ページの注記19「移行に関する開示」に含まれます。IAS第39号ベースの2017年12月31日現在の情報は、直接比較することができないため、開示されていません。

商品別の貸付金(償却原価ベース)

下表は、資産分類別のステージごとの貸付金(償却原価ベース)および減損引当金の内訳を示しています。

2018年6月30日現在 ¹	ステージ2				合計	ステージ3	合計 ¹
	ステージ1	期日未到来	30日以上延滞	30日未満延滞			
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
エクスポージャー総額							
住宅ローン	11,407	767	96	185	1,048	1,212	13,667
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	24,334	6,661	447	386	7,494	1,860	33,688
コーポレート・ローン	81,261	8,104	392	566	9,062	1,087	91,410
合計	117,002	15,532	935	1,137	17,604	4,159	138,765
減損引当金							
住宅ローン	38	34	13	10	57	290	385
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	271	898	126	154	1,178	1,306	2,755
コーポレート・ローン	90	238	10	12	260	455	805
合計	399	1,170	149	176	1,495	2,051	3,945
エクスポージャー純額							
住宅ローン	11,369	733	83	175	991	922	13,282
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	24,063	5,763	321	232	6,316	554	30,933
コーポレート・ローン	81,171	7,866	382	554	8,802	632	90,605
合計	116,603	14,362	786	961	16,109	2,108	134,820
カバレッジ比率	%	%	%	%	%	%	%
住宅ローン	0.3	4.4	13.5	5.4	5.4	23.9	2.8
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1.1	13.5	28.2	39.9	15.7	70.2	8.2
コーポレート・ローン	0.1	2.9	2.6	2.1	2.9	41.9	0.9
合計	0.3	7.5	15.9	15.5	8.5	49.3	2.8

¹ 上表に含まれていないものの減損対象である貸借対照表上のその他の金融資産には、現金担保および決済残高ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産が含まれます。このエクスポージャー総額は1,437億ポンドであり、減損引当金は700万ポンドです。この他にオフ・バランスシートのローン・コミットメントおよび金融保証契約があり、そのエクスポージャー総額は2,637億ポンド、減損引当金は2億200万ポンドです。

市場リスク

管理 VaR の分析

下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計は 1 日保有した場合で計算されています。

各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます。

資産種別管理 VaR(95%)¹

	2018年6月30日に 終了した半期			2017年12月31日に 終了した半期			2017年6月30日に 終了した半期		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 ² (百万ポンド)	最小 ² (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ² (百万ポンド)	最小 ² (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ² (百万ポンド)	最小 ² (百万ポンド)
信用リスク	11	16	8	10	17	8	13	18	10
金利リスク	9	18	4	8	15	5	7	15	4
株式リスク	7	12	4	8	12	4	8	14	4
ベースス・リスク	5	7	4	5	6	3	5	6	4
スプレッド・リスク	5	9	3	5	8	3	4	6	3
為替リスク	3	7	2	4	7	2	3	5	2
コモディティ・リスク	1	2	-	2	3	1	2	3	1
インフレ・リスク	3	4	2	2	3	2	2	4	1
分散効果	(24)	n/a	n/a	(26)	n/a	n/a	(24)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	20	27	15	18	24	14	20	26	17

¹ 2018年3月31日に終了した3ヵ月間および比較期間における英国バンキング事業およびBAGLを含みます。

² 各区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、全体として報告されている最大および最小の VaR と必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

平均管理 VaR は 2017 年度下半期と比べ概ね安定的に推移しました。

取締役の責任に関する声明

各々の取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、各人が知る限りにおいて、英語原文 11-16 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合(EU)の採用した国際会計基準(IAS)第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2018 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- 2018 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼした全ての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2018 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があった全ての変更。

2018 年 8 月 1 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

バークレイズ・バンク・グループ最高責任者

トゥーシャー・モーザリア

バークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

バークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

サー・ジェリー・グリムストーン

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイリー

トゥーシャー・モーザリア

ティム・スロスビー

業務執行権のない取締役

ピーター・バーナード

ヘレン・キーラン

マリア・リヒター

ジェレミー・スコット

アレックス・サースビー

ヘレン・プレター=ヴァン・ドート

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

結論

私どもは、貴社の委嘱により、2018年6月30日に終了した6ヶ月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2018年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2018年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2018年6月30日に終了した6ヶ月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、EUが採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為監督機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという確証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

取締役の責任

中間決算報告書の作成責任は取締役であり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1に開示の通り、「作成の基礎」、パークレイズ・バンク・グループの年次財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準に準拠して作成されています。取締役は、EUが採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

私どもの責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

本報告書は、貴社が英国FCAのDTRの要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

ケーピーエムジー エルエルピー

勅許会計士

E14 5GL、ロンドン、

カナダ・スクエア 15

2018年8月1日

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

	注記 ¹	2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業			
利息収入純額		1,501	2,097
手数料収入純額	5	2,862	3,021
トレーディング収益純額		2,319	1,685
投資収益純額		494	468
その他の収益		77	30
収益合計		7,253	7,301
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(156)	(656)
営業収益純額		7,097	6,645
人件費		(2,438)	(2,205)
一般管理費		(3,946)	(2,954)
営業費用		(6,384)	(5,159)
事業売却益ならびに関連会社および合併企業の損益に対する持分		12	245
税引前利益		725	1,731
税金	6	(378)	(430)
継続事業に係る税引後利益		347	1,301
非継続事業に係る税引後損失	3	(47)	(2,030)
税引後利益／(損失)		300	(729)
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		(9)	(1,172)
その他の持分商品保有者		310	301
親会社の株主合計		301	(871)
継続事業に係る非支配持分	7	(1)	2
非継続事業に係る非支配持分	7	-	140
税引後利益／(損失)		300	(729)

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の17-56ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記 ¹	2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後利益／(損失)		300	(729)
継続事業に係る税引後利益		347	1,301
非継続事業に係る税引後損失		(47)	(2,030)
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失):²			
為替換算再評価差額	15	350	(629)
売却可能投資再評価差額 ³	15	-	96
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 ³	15	(221)	-
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	15	(403)	(382)
その他		10	14
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失		(264)	(901)
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括利益／(損失):²			
退職給付の再測定	12	(54)	(29)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 ³	15	(267)	-
当グループ自身の信用度に関連する損益	15	(73)	22
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失		(394)	(7)
継続事業からの当期その他の包括損失		(658)	(908)
非継続事業からの当期その他の包括(損失)／利益	3	(3)	1,301
当期包括利益／(損失)合計:			
継続事業からの税引後当期包括(損失)／利益合計		(311)	393
非継続事業からの税引後当期包括損失合計	3	(50)	(729)
当期包括損失合計		(361)	(336)
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		(360)	(446)
非支配持分		(1)	110
当期包括損失合計		(361)	(336)

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の17-56ページをご参照ください。

² 税引後の報告額。

³ 2018年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」を適用したことに伴い、売却可能投資再評価差額に代わり、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額が導入されました。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2018年	2017年
		6月30日現在 ² (百万ポンド)	12月31日現在 ³ (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		121,800	171,036
現金担保および決済残高		91,549	77,172
貸付金(償却原価ベース)		134,820	324,590
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		533	12,546
トレーディング・ポートフォリオ資産		116,554	113,755
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		142,443	116,282
デリバティブ		229,002	237,987
金融投資		-	58,963
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		53,302	-
関連会社および合併企業に対する投資		713	718
のれんおよび無形資産		1,330	4,885
有形固定資産		951	1,519
未収還付税	6	1,272	376
繰延税金資産	6	3,247	3,352
退職給付資産	12	1,124	966
その他の資産		2,944	4,003
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	3	1,761	1,193
資産合計		903,345	1,129,343
負債			
預り金(償却原価ベース)		193,990	399,189
現金担保および決済残高		85,448	68,143
レポ取引およびその他類似の担保付借入		8,645	40,338
発行債券		57,905	69,386
劣後負債	10	17,190	24,193
トレーディング・ポートフォリオ負債		45,965	37,352
公正価値で測定すると指定された金融負債		212,393	173,718
デリバティブ		225,089	238,345
未払税金	6	667	494
退職給付債務	12	265	287
その他の負債		4,601	8,862
引当金	11	1,233	3,302
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	3	1,762	-
負債合計		855,153	1,063,609
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	13	14,453	14,453
その他の剰余金	15	3,071	3,808
利益剰余金		23,754	38,490
親会社の普通株主に帰属する株主資本		41,278	56,751
その他の持分商品	14	6,912	8,982
非支配持分を除く株主資本合計		48,190	65,733
非支配持分	7	2	1
株主資本合計		48,192	65,734
負債および株主資本合計		903,345	1,129,343

1 財務書類に対する注記は英語原文の17-56ページをご参照ください。

2 2018年4月1日にパークレイズ・バンクUKビーエルシーに移管された英国バンキング事業は含みません。事業の売却に関する詳細は、英語原文23-24ページの注記2「事業の売却および子会社の所有権の移管」の開示をご参照ください。

3 2018年1月1日からパークレイズ・バンク・グループは新たな会計方針を採用したことに伴い、2017年12月31日現在の貸借対照表の表示を変更しております。新たな会計方針の採用に関する詳細は、英語原文17-22ページの注記1「作成の基礎」、英語原文53-55ページの注記19「移行に関する開示」、および英語原文7ページの信用リスクの開示をご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益 剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2018年6月30日に終了した半期							
2017年12月31日現在残高	14,453	8,982	3,808	38,490	65,733	1	65,734
会計方針の変更による影響	-	-	(136)	(2,014)	(2,150)	-	(2,150)
2018年1月1日現在残高	14,453	8,982	3,672	36,476	63,583	1	63,584
継続事業							
税引後利益	-	310	-	38	348	(1)	347
為替換算の変動	-	-	350	-	350	-	350
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融商品の再評価差額	-	-	(488)	-	(488)	-	(488)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(403)	-	(403)	-	(403)
退職給付の再測定	-	-	-	(54)	(54)	-	(54)
当グループ自身の信用度に関連する利益	-	-	(73)	-	(73)	-	(73)
その他	-	-	-	10	10	-	10
継続事業からの税引後包括利益合計	-	310	(614)	(6)	(310)	(1)	(311)
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	(3)	(47)	(50)	-	(50)
当期包括利益合計	-	310	(617)	(53)	(360)	(1)	(361)
その他の持分商品の発行および交換	-	-	-	-	-	-	-
持分決済型株式制度	-	-	-	208	208	-	208
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(310)	-	84	(226)	-	(226)
従業員株式制度の権利確定	-	-	-	(421)	(421)	-	(421)
配当金支払額	-	-	-	(14,274)	(14,274)	-	(14,274)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	2,000	2,000	-	2,000
英国バンキング事業売却による株主資本への 正味影響額	-	(2,070)	16	(236)	(2,290)	-	(2,290)
その他の変動	-	-	-	(30)	(30)	2	(28)
2018年6月30日現在残高	14,453	6,912	3,071	23,754	48,190	2	48,192
2017年12月31日に終了した半期							
2017年7月1日現在残高	14,455	7,736	4,571	39,321	66,083	84	66,167
継続事業							
税引後利益	-	338	-	(1,409)	(1,071)	2	(1,069)
為替換算の変動	-	-	(681)	-	(681)	-	(681)
売却可能投資	-	-	333	-	333	-	333
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(392)	-	(392)	-	(392)
退職給付の再測定	-	-	-	82	82	-	82
当グループ自身の信用度に関連する利益	-	-	(33)	-	(33)	-	(33)
その他	-	-	-	(21)	(21)	-	(21)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	338	(773)	(1,348)	(1,783)	2	(1,781)
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	-	644	644	-	644
当期包括利益合計	-	338	(773)	(704)	(1,139)	2	(1,137)
その他の持分商品の発行および交換	-	1,246	-	-	1,246	-	1,246
持分決済型株式制度	-	-	-	550	550	-	550
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(338)	-	92	(246)	-	(246)
優先株式の償還	(2)	-	3	(209)	(208)	-	(208)
従業員株式制度の権利確定	-	-	-	-	-	-	-
配当金支払額	-	-	-	(617)	(617)	-	(617)
BAGLの一部売却による株主資本への 正味影響額	-	-	-	-	-	(19)	(19)
その他の変動	-	-	7	57	64	(66)	(2)
2017年12月31日現在残高	14,453	8,982	3,808	38,490	65,733	1	65,734

1 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の40-41ページに記載されています。

2 非支配持分の詳細は英語原文の29ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益 剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持 分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2017年6月30日に終了した半期							
2016年12月31日現在残高	14,462	6,486	4,295	42,190	67,433	3,522	70,955
会計方針の変更による影響	-	-	(175)	175	-	-	-
2017年1月1日現在残高	14,462	6,486	4,120	42,365	67,433	3,522	70,955
継続事業							
税引後利益	-	301	-	998	1,299	2	1,301
為替換算の変動	-	-	(628)	-	(628)	(1)	(629)
売却可能投資	-	-	96	-	96	-	96
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(382)	-	(382)	-	(382)
退職給付の再測定	-	-	-	(29)	(29)	-	(29)
当グループ自身の信用度に関連する利益	-	-	22	-	22	-	22
その他	-	-	-	14	14	-	14
継続事業からの税引後包括利益合計	-	301	(892)	983	392	1	393
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	1,332	(2,170)	(838)	109	(729)
当期包括利益合計	-	301	440	(1,187)	(446)	110	(336)
その他の持分商品の発行および交換	-	1,250	-	-	1,250	-	1,250
持分決済型株式制度	-	-	-	-	-	-	-
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(301)	-	82	(219)	-	(219)
優先株式の償還	(7)	-	11	(1,134)	(1,130)	-	(1,130)
従業員株式制度の権利確定	-	-	-	(78)	(78)	-	(78)
配当金支払額	-	-	-	(299)	(299)	(173)	(472)
BAGLの一部売却による株主資本への 正味影響額	-	-	-	(359)	(359)	(3,443)	(3,802)
その他の変動	-	-	-	(69)	(69)	68	(1)
2017年6月30日現在残高	14,455	7,736	4,571	39,321	66,083	84	66,167

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の40-41ページに記載されています。

² 非支配持分の詳細は英語原文の29ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

		2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業	注記 ¹		
税引前利益		725	1,731
非現金項目の調整		2,240	1,768
営業資産および負債の変動 ²		(8,925)	29,840
法人税等支払額		(166)	(518)
営業活動からのキャッシュ純額		(6,126)	32,821
英国バンキング事業の売却の一環として譲渡されたキャッシュ純額		(37,331)	-
その他の投資活動		(6,030)	2,240
投資活動からのキャッシュ純額		(43,361)	2,240
財務活動からのキャッシュ純額		(1,937)	1,057
現金および現金同等物に係る為替レートの影響		404	(1,106)
継続事業からの現金および現金同等物の純(減少)/増加		(51,020)	35,012
非継続事業からのキャッシュ純額	3	(468)	1,282
現金および現金同等物の純(減少)/増加		(51,488)	36,294
現金および現金同等物 期首残高		204,452	143,932
現金および現金同等物 期末残高		152,964	180,226

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の17-56ページをご参照ください。

² 英国バンキング事業の売却の一環として譲渡された現金同等物を含みます。

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2018年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、英国の金融行為監督機構(UK FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)および国際会計基準審議会(IASB)が公表し欧州連合(EU)が採用したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、IASBが公表しEUが採用したIFRSに準拠して作成された2017年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、以下に開示したものを除き、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2017年度年次報告書で使用したものと同じです。

1. IFRS第9号「金融商品」

IAS第39号「金融商品：認識および測定」に代わるIFRS第9号「金融商品」は、2018年3月にEUにより承認された「負の補償を伴う期限前償還条項(IFRS第9号の修正)」の早期適用を含め、2018年1月1日に適用されました。IFRS第9号には、会計方針として、IAS第39号に従ってヘッジ会計を引き続き適用することができる選択肢が含まれており、パークレイズ・バンク・グループはこれを適用することを決定しました。

IFRS第9号は、初度適用日に期首貸借対照表を調整することにより遡及的に適用されましたが、比較期間の修正再表示は行われていません。

(i) 表示の変更

IFRS第9号の適用後に会計上の表示を見直した結果、以下の表示上の変更が自主的に行われており、これにより、財務書類利用者に対してより関連性の高い情報が提供されると予想しています。これらの表示上の変更は、以下の項目の測定に影響を及ぼすものではなく、したがって、いずれの期間においても利益剰余金または利益に対する影響はありませんでした。これらの表示上の変更が移行に及ぼす影響は、英語原文54-55ページの調整表に含まれており、以下に記載の通りです。

- 「他銀行からの取立中の項目」ならびに「前払金、未収収益およびその他の資産」は、「その他の資産」に計上されています。同様に、「他銀行への未決済項目」ならびに「未払金、繰延収益およびその他負債」は、「その他の負債」に計上されています
- 「銀行に対する貸付金」および「顧客に対する貸付金」は個別に分類され、現在は「貸付金(償却原価ベース)」ならびに「現金担保および決済残高」に計上されています
- 「銀行預り金」および「顧客預り金」は個別に分類され、現在は「預り金(償却原価ベース)」ならびに「現金担保および決済残高」に計上されています
- 「公正価値で測定すると指定された金融資産」は、現在は「損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上されています
- 以前は「金融投資」に計上されていた売却可能資産の大半は、現在は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上されています
- 以前は「金融投資」に計上されていた満期保有資産は、現在は「貸付金(償却原価ベース)」に計上されています

(ii) IFRS第9号の適用

IFRS第9号を適用した結果として2018年1月1日より適用されている会計方針は、以下の通りです。

IFRS第9号では、金融資産を以下の2つの基準に基づいて分類することを要求しています。

- 金融資産が管理される事業モデル。
- 契約上のキャッシュフローの特性(キャッシュフローが「元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)」を表すかどうか)。

事業モデルはIFRS第9号の初度適用時に決定されました。パークレイズ・バンク・グループは、ポートフォリオ・レベルで事業モデルの基準を評価しています。該当する事業モデルの決定にあたって考慮される情報には、(i)対象となるポートフォリオの方針および目的、(ii)当該ポートフォリオのパフォーマンスおよびリスクの管理方法、評価方法および経営陣への報告方法、ならびに(iii)過去の期間における売上の頻度、数量および時期、将来の期間の売上予想およびその理由などが含まれます。

金融資産の契約上のキャッシュフローの特性は、当該キャッシュフローがSPPIを表すかどうかを鑑みて評価されます。契約上のキャッシュフローがSPPI要件を満たしているかどうかの評価において、利息は、主に元本残高に関する貨幣の時間価値および信用リスクへの対価として定義されます。貨幣の時間価値は、金融資産の保有に伴うその他のリスクやコストによってではなく、時間の経過のみにより対価をもたらす、利息の要素として定義されます。契約上のキャッシュフローに対してSPPI要件を満たさなくなるような変更をもたらす可能性のある契約条件が検討されます。こうした条件には、(i)偶発事象およびレバレッジに関する特徴、(ii)ノンリコースの取り決め、ならびに(iii)貨幣の時間価値を変更する可能性のある特徴が含まれます。

財務書類に対する注記

(iii) 償却原価で測定する金融商品

契約上のキャッシュフローの回収を目的とする事業モデル内で保有され、所定の日にSPPI要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件を含む金融資産は、償却原価で測定されます。これらの金融資産の当初認識時の帳簿価額には、直接起因する取引コストが含まれます。

事業モデルが「回収を目的として保有する」モデルであるかどうかの判定にあたっては、当該事業モデルの目的がトレーディング目的または短期的な利益獲得目的による金融資産の保有ではなく、契約上のキャッシュフローを回収するための金融資産の保有でなければならない点を踏まえて判断します。事業モデルの目的は契約上のキャッシュフローを回収するための金融資産の保有でなければならないものの、これは、パークレイズ・バンク・グループが当該金融資産を満期まで保有しなければならないという意味ではありません。事業モデルの目的が契約上のキャッシュフローの回収であるかどうかの判定にあたっては、パークレイズ・バンク・グループは過去の売却実績と将来の売却見込みを考慮します。

(iv) その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産

契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方により達成され、所定の日にSPPI要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件を含む事業モデル内で保有されている負債商品である金融資産は、FVOCIで測定されます。これらの金融資産はその後、公正価値で再測定され、当該金融資産における評価額の変動(減損、利息収益および為替差損益に関連するものを除きます)は、当該資産が売却されるまでその他の包括利益に認識されます。売却時には、その他の包括利益における累積損益が損益計算書の投資収益純額に認識されます。

事業モデルが契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方により達成されるものであるかどうかの判定にあたっては、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方が事業モデルの目的の達成に不可欠であることについて判断されます。事業モデルが契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方により達成されるものであるかどうかの判定にあたっては、パークレイズ・バンク・グループは、過去の売却実績と将来の売却見込みを考慮します。

(v) 持分証券

パークレイズ・バンク・グループはトレーディング目的で保有されていない持分証券に関して、当該金融商品の公正価値におけるその後の変動をその他の包括利益(純損益に認識される配当収益を除きます)に表示するという取消不能の選択を行うことができます。これらの持分証券の認識中止による利得または損失は、純損益に振替えられません。また、これらの資産は減損要件の対象外であるため、損益計算書に振替えられる金額はありません。パークレイズ・バンク・グループが当該金融商品の公正価値におけるその後の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択を行わない場合、持分証券は純損益を通じて公正価値で測定されます。

(vi) 純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融商品

トレーディング以外の目的で保有されている金融資産は、開始時にそのように取消不能の指定が行われ、かつ、その指定を用いることで会計上のミスマッチが消去または大幅に低減される場合に、この区分に分類されます。

公正価値におけるその後の変動は、損益計算書の投資収益純額に認識されます。

以下に定める基準の1つ以上を満たしており、かつ開始時にそのように取消不能の指定が行われた金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定すると指定することができます。

- その指定を用いることで会計上のミスマッチが消去または大幅に低減される
- 金融資産と負債のグループまたは金融負債のグループが管理されており、そのパフォーマンスが、文書化されたリスク管理戦略または投資戦略に従って公正価値に基づき評価されている
- 金融負債に、密接に関連していない組込デリバティブが1つ以上含まれている

公正価値におけるその後の変動は、当該変動をトレーディング収益に計上することにより会計上のミスマッチが低減される場合を除き、損益計算書の投資収益純額に認識されます。

(vii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有されている金融資産は、純損益を通じて公正価値で認識されます。

さらに、所定の日にSPPI要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件を含まない金融資産、または(i)契約上のキャッシュフローの回収を目的とする事業モデル、もしくは(ii)契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方により達成される事業モデルのいずれかに該当する事業モデル内で保有されていない金融資産は、純損益を通じて公正価値で保有されます。これらの金融商品の公正価値におけるその後の変動は、当該変動をトレーディング収益に計上することにより会計上のミスマッチが低減される場合を除き、損益計算書の投資収益純額に認識されます。

財務書類に対する注記

(viii) デリバティブ

デリバティブは、その価値が、契約において定義されている1つ以上の対象となる金融商品または指標から派生している契約です。すべてのデリバティブは、キャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジとして会計上の関係が指定されているデリバティブを除き、純損益を通じて公正価値で保有されています。これには、単独の契約であった場合はデリバティブの定義を満たしていた、契約または金融負債(主契約)に含まれる契約条件が含まれます。これらが主契約から分離されている場合、すなわち組込デリバティブの経済的特性が主契約の経済的特性と密接に関連しておらず、かつ、合成後の金融商品が純損益を通じて公正価値で測定されない場合、これらも同様にデリバティブとして会計処理されます。金融資産に関しては、所定の日にはSPPI要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件を含む金融資産であるかどうか要件となっており、したがって、組込デリバティブの会計処理の要件は金融資産には適用されません。

(ix) 減損

企業は、償却原価で測定するすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に関して、偏りが無い将来予測的な情報に基づいて予想信用損失(ECL)を認識することを要求されています。ローン・コミットメントおよび金融保証契約を含むインターカンパニー・エクスポージャーも、IFRS第9号の適用範囲に含まれています。

報告日において、12ヶ月のECLに対する引当金(またはローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る引当金)が要求されます。当初認識時から信用リスクが著しく増大している場合(ステージ1)は、当初の認識時以降に信用リスクが著しく増大した金融商品(ステージ2)または信用が減損している金融商品(ステージ3)の全期間のECLに対して引当金を認識しなければなりません。

ECLの測定は、(i)デフォルト率(PD)、(ii)デフォルト時損失率(LGD)および(iii)デフォルト時エクスポージャー(EAD)の3つの主要要素を用いて行われます。

12ヶ月のECLは、12ヶ月のPD、LGDおよびEADを乗じることにより算定されます。12ヶ月および全期間のPDはそれぞれ、今後12ヶ月間に発生するPDおよび金融商品の満期までの残存期間に発生するPDを表しています。EADは、貸借対照表日からデフォルト事象発生までの元本および利息の返済とコミットド・ファシリティの予想実行額とを考慮した、デフォルト時の予想残高を表しています。LGDは、他の属性の中でもとりわけ、実現が予想される時点の担保価値の軽減効果と貨幣の時間価値を考慮に入れた、デフォルトが発生した場合のEADに対する予想損失を表しています。

当初認識時から信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、以下のように行われます。

パークレイズ・バンク・グループは、量的および定性的評価に基づいて、信用リスクの著しい増大がいつ発生したかを評価します。エクスポージャーは以下の場合に信用リスクの著しい増大をもたらしたものとみなされ、ステージ2に移行します。

i) 量的評価

年換算した累積加重平均の全期間PDが、組成時の同様のPDに対して、合意された閾値を超えて増加している場合。

PDの悪化の閾値は増加率として定義され、すべてのリスク・レベルでの信用リスクの著しい増大を適切にとらえるため、組成時のスコアバンドおよびセグメント・レベルに応じて設定されています。一般に、閾値は組成時のPDと逆の相関関係にあり、組成時のPDが増加すると閾値は減少します。

重要性の評価、すなわちPDの増加がどの時点で「著しい」とみなされるかは、共通の原則および業績指標に照らしたポートフォリオのリスクプロファイルの分析に基づいており、必要に応じて専門家による信用判断も織り込まれています。

組成時のスコア／データが利用できなくなった、または全期間PDの比較可能な見積りを表していない、既存の／従来のエクスポージャーの場合、組成時スコアの近似値が以下のいずれかに基づいて定義されます。

- 組成日までの、またはそれが現実的でない場合はできるだけ過去に遡った(ただし、データの開始点が2015年1月1日より後でないことを前提とする)、承認された全期間PDのスコアの基礎となる母集団
- 組成時のPDの「近似値」となる比較可能な見積りを導出するために、顧客口座の過去の実績に関して入手可能なデータとその他の顧客情報を使用する

ii) 定性的評価

顧客口座がポートフォリオの「ハイリスク」となる基準を満たし、より慎重なクレジット・モニタリングの対象となっている場合。

財務書類に対する注記

ハイリスクの顧客は延滞していない可能性があります、事象または観察された行動のいずれかを通じて信用状況における潜在的な困難が示される場合があります。ハイリスクの定義と評価には、可能な場合または関連性のある場合における業界およびパークレイズ・バンク・グループ全体の顧客レベルのデータを含め、合理的に入手可能な様々な情報が含まれています。

IFRS 第 9 号の減損目的ではハイリスクとされた母集団はリスク管理プロセスと整合していますが、信用悪化の兆候がある場合の増分セグメントを確実にとらえるために定期的に見直され、検証されます。

iii) バックストップ基準

口座が 30 暦日以上延滞している場合、30 日延滞の基準は、エクスポージャーをステージ 2 に移行させる主要ドライバーとするのではなく、バックストップとしています。

信用リスクの著しい増大の基準を満たさなくなった場合、および信用リスク管理に使用される治癒基準が満たされた場合、エクスポージャーはステージ1に戻ります。これは、すべての支払いが最新の状態であり、顧客が将来の支払いを維持する意思と能力を証明していることを前提としています。

パークレイズ・バンク・グループは、投資適格のファシリティは著しく悪化しないとの想定に基づく、信用リスクが低い場合の除外規定に依拠していません。当初認識時のPDの決定には、経営陣による見積りが必要となります。

マネジメント・オーバーレイおよびモデルのアウトプットに対するその他の例外的処理は、信用リスクの著しい増大を識別するという目的と一致する場合にのみ適用されます。

(x) 将来予測的な情報

信用損失は、当初の実効金利(EIR)で割引かれた、金融商品の予想存続期間にわたる契約上の支払いに対する回収不能予想額です。ECLは、起こりうる結果の範囲を評価し、将来の経済状況を考慮することにより決定された、偏りがなく、確率加重された信用損失です。将来予測的な経済シナリオとそれに関連する信用損失との間に非線形性の関係がある場合、予想損失の決定プロセスに完全分布を表す十分かつ偏りがなくサンプルが確実に含まれるように、5つの経済シナリオが検討されます。ストレステストの手法は、経済シナリオの予測において活用されます。

ECLの測定は、PDの推計、LGD、偏りがなく異なる将来の経済シナリオ、予想存続期間の見積り、EADの推計および信用リスクの著しい増大の評価など、より一層の複雑さと判断を伴います。減損費用はより一層変動する傾向があり、早期に認識されます。リボルビングのクレジットカードのように、予想存続期間がより長い無担保商品が最も影響を受けます。

パークレイズ・グループは、ベースライン・シナリオとして外部のコンセンサス予測を活用しています。さらに、2つの下方シナリオと2つの上方シナリオが導かれ、関連する確率加重が行われています。下方シナリオは、内部ストレステストと同様の厳格さで補正され、IFRS第9号特有の感応度と非線形性も織り込んでいます。一番の下方シナリオは、イングランド銀行による年間の景気シナリオおよびムーディーズの経済シナリオのリストのうち最も厳しいシナリオをベンチマークとしていますが、同一となるようには設計されていません。上方シナリオは、適切な最近の好ましいベンチマーク・シナリオに合わせて調整された上限を条件として、下方シナリオと対称になるように補正されています。シナリオでは、6つのコア変数(英国および米国の両市場におけるGDP、失業率および住宅評価額指数)と、過去の相関関係に基づく統計モデルを使用した変数の拡張が考慮されています。シナリオの確率加重は、ベースライン(現在のコンセンサスの見通しを反映したもの)の加重が最も高く、下方および上方シナリオの加重はベースラインからの乖離に応じて決まる(つまり、ベースラインからの乖離が大きいほど、加重が小さくなる)ように見積られます。5つのシナリオは1セットとしてすべてのポートフォリオで使用され、5つすべての加重が100%に等しくなるように標準化されています。ポートフォリオ全体への影響は、ポートフォリオごとに特定のマクロ経済変数に対する感応度が違うため、異なります。例えば、住宅ローンは住宅評価額や基準金利に非常に敏感で、クレジットカードや無担保消費者ローンは失業率に非常に敏感です。

(xi) デフォルト、信用減損資産、貸倒償却および利息収入の認識の定義

ECLを決定するためのデフォルトの定義については、規制上の資本に関するCRR第178条によるデフォルトの定義と整合させています。後者の定義は、債務者が支払う可能性の低い指標を考慮しており、条件緩和時のエクスポージャーを含み、また、エクスポージャーが90日(英国の住宅ローンの場合には180日)を超えて延滞となるときまでのものです。エクスポージャーが信用減損として識別された場合、またはそのようなものとして購入もしくは組成された場合、利息収益は減損引当金控除後の帳簿価額に対して算定されます。

信用減損は、エクスポージャーが債務不履行となった時点を示しますが、エクスポージャーが個別に減損していると識別された時点で整合させることも予想されます。

財務書類に対する注記

回収不能な貸出金は、パークレイズ・バンク・グループの内部プロセスの完了時および合理的に予想される回収可能額がすべて回収された時点で、関連する貸倒引当金に対して償却されます。その後、以前に償却された金額を戻入れる際は、損益計算書に計上します。

(xii) 信用減損していない貸出金の条件変更および再交渉

借手の信用リスクに起因してではなく、コマーシャル・リストラクチャリング活動の結果として融資契約に条件変更が生じた場合、新しい契約条件が既存の契約条件と実質的に異なるかどうか判定するために評価を実施する必要があります。この評価では、変更後の契約条件により生じるキャッシュフローの変動と、金融商品全体のリスクプロファイルにおける変化の両方が考慮されません。

契約条件が実質的に異なる場合、既存の貸出金の認識は中止され、新しい貸出金が公正価値で認識され、評価差額は観察可能性の基準に従い、損益計算書に直ちに認識されます。

契約条件が実質的に変わらない場合は、当初の実効金利で割り引かれた条件変更後のキャッシュフローの現在価値を反映するために貸出金の帳簿価額が調整され、結果として生じた利得または損失は、条件変更による利得または損失として損益計算書に直ちに認識されます。

(xiii) 予想存続期間

全期間 ECL は予想存続期間にわたって測定しなければなりません。予想存続期間は、契約上の最長期間に制限されており、予想される期限前償還、期限延長、コールおよび類似のオプションを考慮しています。例外として、コミットメントの実行済部分と未実行部分の両方を含む特定のリボルバー金融商品（クレジットカードや銀行の当座貸越など）については、企業が返済を要求し未実行コミットメントを解約する契約上の能力は、信用損失に対する企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しません。こうしたリボルバー型ファシリティの予想存続期間は、行動的な存続期間です。データが不十分であるか、分析が不確定である場合には、エクスポージャーの予想存続期間全体を反映するために、経験的判断および／または同等の分析に基づく追加的な「満期要素」が組み込まれます。将来行われる可能性のある契約の条件変更は、条件変更が生じるまで、予想存続期間または EAD の算定時には考慮されません。

(xiv) 割引

ECL は当初認識時に実効金利またはその近似値で割引計算を行います。この値は、収益認識と一致します。ローン・コミットメントの実効金利は、貸出金が引き出され、金融資産が認識される際に適用される予定の金利です。発行された金融保証契約は、リスクフリー金利で割引計算を行います。リース債権は、リースに明示されている利率で割引計算を行います。変動金利／変動利付の金融資産については、報告日時点のスポット・レートが使用され、将来の利息キャッシュフローの見積りや割引計算において、予想存続期間にわたる変動金利の変動予測は行われません。

(xv) モデリング手法

ECL は、PD、LGD および EAD の 3 つの主要要素を乗じ、当初の実効金利で割り引くことにより計算されます。規制機関であるバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) による ECL の計算は、IFRS 第 9 号のモデリングにおいて活用されていますが、以下を含む主な差異に対する調整が行われています。

- IFRS 第 9 号では、報告日時点の条件および予想存続期間にわたる将来の経済状況に関する複数の予測に基づき、12 ヶ月または全期間のポイント・イン・タイムの損失を織り込むよう要求しているのに対し、BCBS はスルー・ザ・エコノミック・サイクルによる 12 ヶ月の損失を織り込むよう要求しています
- IFRS 第 9 号のモデルには、BCBS モデルにおける特定の保守的なフロアおよび景気後退に関する評価は含まれておらず、また、デフォルト発生日までの資本コストではなく当初の実効金利を用いて報告日まで割引計算を行うことを要求しています
- 例えば不確実な政治的な事象に対する経済予測シナリオなど、既知のまたは予想されるリスク要因や情報がモデリングプロセスにおいて考慮されていない場合は、モデルのアウトプットに対して経営陣による調整が行われます
- ECL は個々の金融商品レベルで測定されますが、将来予測的な情報のように集合レベルでしか影響が確認できない場合には、同様のリスク特性を持つ金融商品がグループ化されて個々の金融商品に割り当てられる、集合評価のアプローチが用いられます

IFRS 第 9 号に基づく減損評価のために、パークレイズ・バンク・グループのリスクモデルを使用して PD、LGD および EAD が算定されます。パークレイズ・バンク・グループは、ステージ 2 とステージ 3 については全期間 PD を適用しますが、ステージ 1 については 12 ヶ月 PD を使用します。PD、EAD および LGD から成る ECL ドライバーは、他のクレジット・ファクターの中でもビンテージを考慮した会計レベルでモデル化されています。また、信用リスクの著しい増大に関する評価は、時間の経過とともに引き受けられる様々な信用リスクから成る、当初の全期間 PD 曲線に基づいています。

財務書類に対する注記

(xvi) 条件緩和

金融資産は、借手の信用状況における困難により変更された場合に条件緩和の対象となります。条件緩和により資産の条件に加えられた変更は、負債が資本と交換される状況を除き、通常、当初の貸出金の認識中止とはならない、実質的でない変更として評価されます。

正常債権および不良債権の条件緩和資産は両方とも、ステージ3に分類されます。ただし、譲歩の供与により金融債務が減少せず、規制上のデフォルトの定義に関するその他いずれの基準にも該当しないことが確認された場合は、当該資産はステージ2に分類されます。最低観察期間は、不良債権の条件緩和については12ヶ月、正常債権の条件緩和については24ヶ月です。したがって、不良債権の条件緩和については、条件緩和の状態から卒業するまでに最低36ヶ月を要します。

条件緩和を実施した金融商品は、ステージ2の閾値がすべて満たされなくなるまでステージ1に戻ることはできず、信用減損でなくなった時点で初めてステージ3から抜け出すことができます。

2. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IAS第18号「収益」およびIAS第11号「コンストラクション契約」に代わるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、2018年1月1日に適用されました。IFRS第15号は、リース、金融商品および保険契約を除く、顧客とのすべての契約に適用されます。この基準は、収益認識において企業が従うべき5つのステップのモデルを導入することにより、収益の測定と認識に対し、より体系的なアプローチを確立しています。バークレイズ・バンク・グループは5つのステップのモデルにより、(i)顧客との契約を識別し、(ii)契約に含まれる各履行義務を識別し、(iii)契約における対価の額を算定し、(iv)対価を識別された履行義務に配分し、(v)各履行義務の充足時に収益を認識することを要求されています。

バークレイズ・バンク・グループが収益を認識する時期、または収益が本人として総額で、もしくは代理人として純額で認識されるべき時期に関して、IFRS第15号の適用による重要な影響はありません。そのため、バークレイズ・バンク・グループは今後も引き続き、バークレイズ・バンク・グループが提供したサービスに係る手数料収入を、当該サービスの提供時(対象となる取引の完了時など)に認識します。トレーディング収益および投資収益純額に関しては、IFRS第9号の要件に基づき収益認識を行っています。

3. 継続企業の前提

主要なリスクの再評価を行った結果、取締役は、継続企業を前提として本中間財務情報を作成することは適切であると判断しております。

財務書類に対する注記

2. 事業の売却および子会社の所有権の移管

2018年3月9日に裁判所がリングフェンスに基づく移転スキームを承認したことを受けて、英国のバンキング事業(主にパーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUK およびビジネス・バンキングの顧客、ならびに関連する資産および負債で構成されています)は、2013年金融サービス(銀行改革)法および関連する法令における規制上のリングフェンス要件を満たすために、2018年4月1日にパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管されました。

2018年4月1日にパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管された純資産は160億ポンドであり、そのうち129億ポンドは普通株式1株と引き換えに、残りの純資産は無償で移管されました。2018年4月1日の英国のバンキング事業の移管を受けて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、同日に、現物配当によって、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーに対する所有持分をパークレイズ・ピーエルシーに移管しました。パークレイズ・バンク UK ピーエルシーに対する所有持分は163億ポンドの純資産で構成されており、そのうち3億ポンドは英国のバンキング事業の移管以前にすでにパークレイズ・バンク UK ピーエルシーが保有していました。これにより、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社ではなく、最終親会社であるパークレイズ・ピーエルシーの直接子会社となりました。

パークレイズ・バンク・グループの2018年6月30日現在の要約連結財務書類には、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーおよびその子会社の2018年3月31日(パークレイズ・ピーエルシーへの所有権の移管の前日)に終了した3ヶ月間の業績が含まれています。

パークレイズ・バンク UK ピーエルシーの所有権のパークレイズ・ピーエルシーへの移管の結果、前期と比較して、パークレイズ・バンク・グループの連結財政状態および業績に重要な変動が生じました。所有権の移管による貸借対照表の各項目への影響は、以下の通りです。

資産	パークレイズ・バンク 2018年 UK ピーエルシーの処 1月1日現在 ¹		当期のその他の 増減 (百万ポンド)	2018年 6月30日現 在 (百万ポンド)
	(百万ポンド)	分 ² (百万ポンド)		
現金および中央銀行預け金	171,036	(37,331)	(11,905)	121,800
現金担保および決済残高	74,769	(2,317)	19,097	91,549
貸付金(償却原価ベース)	317,744	(184,655)	1,731	134,820
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	597	(415)	351	533
トレーディング・ポートフォリオ資産	114,168	-	2,386	116,554
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	140,211	(5,616)	7,848	142,443
デリバティブ	237,987	(108)	(8,877)	229,002
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,288	(5,544)	5,558	53,302
有形固定資産	1,519	(510)	(58)	951
関連会社および合併企業に対する投資	699	-	14	713
のれんおよび無形資産	4,885	(3,537)	(18)	1,330
未収還付税	376	-	896	1,272
繰延税金資産	3,979	(747)	15	3,247
退職給付資産	966	-	158	1,124
その他の資産	4,119	(1,382)	207	2,944
売却目的保有処分グループに含まれる資産	1,193	-	568	1,761
資産合計	1,127,536	(242,162)	17,971	903,345
負債				
預り金(償却原価ベース)	380,329	(190,472)	4,133	193,990
現金担保および決済残高	65,925	-	19,523	85,448
レポ取引およびその他類似の担保付借入	15,053	(11,567)	5,159	8,645
発行債券	69,386	(12,303)	822	57,905
劣後負債	24,193	(3,019)	(3,984)	17,190
トレーディング・ポートフォリオ負債	37,352	(1,765)	10,378	45,965
公正価値で測定すると指定された金融負債	220,083	-	(7,690)	212,393
デリバティブ	238,345	(6)	(13,250)	225,089
未払税金	494	(677)	850	667
退職給付債務	287	-	(22)	265
その他の負債	8,862	(1,518)	(2,743)	4,601
引当金	3,643	(2,289)	(121)	1,233
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	-	-	1,762	1,762
負債合計	1,063,952	(223,616)	14,817	855,153

¹ 2018年6月30日現在の貸借対照表はIFRS第9号に基づいているため、2018年1月1日現在のIFRS第9号に基づく貸借対照表は、英国のバンキング事業の処分
の開示に用いられています。詳細は、英語原文53-55ページの注記19「移管に関する開示」をご参照ください。

² パークレイズ・バンクUKピーエルシーの移管に関連する純資産の変動18,546百万ポンドは、2018年4月1日のパークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイ
ズ・バンクUKピーエルシーの間のグループ会社間残高2,231百万ポンドの相殺消去後の金額で表示されています。

財務書類に対する注記

以下の記載は、英国のバンキング事業の処分の一環としてバークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管された項目の詳細です。移管された項目には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 英国のバンキング事業に関連する貸付金(償却原価ベース)1,846億5,500万ポンド。移管されたポートフォリオには、住宅ローン1,336億4,100万ポンド、クレジットカード債権および無担保貸付226億2,100万ポンド、ならびにコーポレート・ローン273億9,600万ポンドが含まれていました。
- 処分されたデリバティブ資産および負債は、ヘッジとして会計上の関係が指定されたもので構成されていました。移管日現在の想定元本は33億1,300万ポンド、デリバティブ資産の公正価値は1億800万ポンド、デリバティブ負債の公正価値は600万ポンドでした。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定される、処分された資産の内訳は、貸付金42億3,300万ポンド、ならびにリバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付13億8,300万ポンドで構成されていました。
- 有形固定資産の正味帳簿価額は5億1,000万ポンド(取得原価総額9億7,100万ポンドおよび減価償却累計額4億6,100万ポンド)でした。
- 英国のバンキング事業に関連するのれんの正味帳簿価額は35億2,600万ポンド、ライセンスおよびその他の無形資産の正味帳簿価額は1,100万ポンド(取得原価総額9,000万ポンドならびに償却および減損累計額7,900万ポンド)でした。
- 英国のバンキング事業に関連する繰延税金資産の残高は7億4,700万ポンド、未払税金は6億7,700万ポンドでした。
- その他の資産には、前払金1億600万ポンド、取立中の項目5億8,800万ポンド、その他の債権5億3,500万ポンドおよび未収収益1億4,600万ポンドが含まれていました。
- 預り金(償却原価ベース)1,904億7,200万ポンドの内訳は、英国のバンキング事業顧客の当座預金、貯蓄預金および定期預金、ならびに銀行預り金でした。
- 移管した発行債券の内訳は、カバード・ボンド83億200万ポンドおよびその他の債券40億100万ポンドでした。
- その他の負債には、未払金および繰延収益2億7,800万ポンドおよびその他の債務11億6,000万ポンドが含まれていました。

バークレイズ・バンクUKピーエルシーに対する所有持分の移管によるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本および株式払込剰余金への影響はありませんでした。その他の持分商品は、バークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管された追加的Tier 1(AT1)証券に関連して、20億7,000万ポンド減少しました。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は1,600万ポンド増加し、利益剰余金は142億6,100万ポンド減少しました。

財務書類に対する注記

3. 非継続事業および売却目的保有資産

非継続事業

2018年4月1日にパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに対する所有持分をパークレイズ・ピーエルシーに移管した結果、英国のバンキング事業(主にパーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUK およびビジネス・バンキングの顧客、ならびに関連する資産および負債で構成されています)は、パークレイズ・バンク・グループの非継続事業としての表示要件を満たしました。したがって、パークレイズ・バンク・グループの非継続事業に係る税引後利益として表示されている業績は、損益計算書において以下の通り分析されます。2018年6月30日に終了した半期の損益計算書、その他の包括利益計算書およびキャッシュフロー計算書は、2018年3月31日までの非継続事業としての英国のバンキング事業の業績を表し、比較数値は2017年6月30日に終了した6ヶ月間の業績を表しています。2017年6月30日に終了した半期の財務書類は、2017年5月31日に終了した5ヶ月間のBAGLの業績およびキャッシュフローも含んでいます。

	2018年 6月30日に 終了した半期 ¹ (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 ² (百万ポンド)
処分グループの損益計算書		
利息収入純額	1,449	3,862
手数料収入純額	296	1,107
トレーディング収益純額	(5)	133
投資収益純額	6	89
その他の収益	2	68
収益合計	1,748	5,259
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(201)	(575)
営業収益純額	1,547	4,684
人件費	(321)	(1,737)
一般管理費	(1,135)	(3,093)
営業費用	(1,456)	(4,830)
関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分	-	4
税引前利益/(損失)	91	(142)
税金	(138)	(453)
税引後損失³	(47)	(595)
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	(47)	(735)
非支配持分	-	140
税引後損失³	(47)	(595)

1 2018年1月1日から2018年3月31日までの期間の英国のバンキング事業の業績を含んでいます。

2 2017年1月1日から2017年6月30日までの期間の英国のバンキング事業の業績および2017年1月1日から2017年5月31日までの期間のBAGLの業績を含んでいます。

3 2017年度上半期の非継続事業に係る税引後損失合計は20億3,000万ポンドであり、その内訳は、税引後損失5億9,500万ポンド、BAGLの売却損6,000万ポンド、およびBAGLの処分に関連する剰余金に係るその他の包括損失の振替に伴う損失13億7,500万ポンドでした。5億9,500万ポンドの税引後損失のうち、7億6,000万ポンドの損失はBAGLの業績に関連し、1億6,500万ポンドの利益は、英国のバンキング事業に関連していました。

	2018年 6月30日に 終了した半期 ¹ (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 ² (百万ポンド)
非継続事業からのその他の包括利益計算書		
売却可能投資再評価差額	-	(3)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(3)	-
為替換算再評価差額	-	(38)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	-	19
非継続事業からのその他の包括損失(税引後)	(3)	(22)

1 2018年1月1日から2018年3月31日までの期間の英国のバンキング事業のその他の包括利益を含んでいます。

2 2017年1月1日から2017年6月30日までの期間の英国のバンキング事業のその他の包括利益および2017年1月1日から2017年5月31日までの期間のBAGLのその他の包括利益を含んでいます。

財務書類に対する注記

	2018年 6月30日に 終了した半期 ¹ (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 ² (百万ポンド)
非継続事業からのキャッシュフロー		
営業活動からのキャッシュ純額	(402)	2,098
投資活動からのキャッシュ純額	54	(414)
財務活動からのキャッシュ純額	(120)	(373)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	-	(29)
現金および現金同等物の純(減少)/増加	(468)	1,282

¹ 2018年1月1日から2018年3月31日までの期間の英国のバンキング事業のキャッシュフローを含んでいます。

² 2017年1月1日から2017年6月30日までの期間の英国のバンキング事業のキャッシュフローおよび2017年1月1日から2017年5月31日までの期間のBAGLのキャッシュフローを含んでいます。

売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産および関連負債

2018年6月30日現在の売却目的保有に分類された処分グループは、主にスマート・インベスターのポートフォリオで構成されていました。スマート・インベスターのポートフォリオは、2018年度下半期にパークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管される予定です。2017年12月31日現在の売却目的保有に分類された処分グループは、主にパークレイカードの米国における債権で構成されていましたが、これは2018年度上半期に売却されました。

2018年6月30日現在の売却目的保有に分類された資産合計は17億6,100万ポンド(2017年12月:11億9,300万ポンド)で、貸出金(償却原価ベース)16億5,800万ポンド(2017年12月:11億6,400万ポンド)が含まれています。2018年6月30日現在の売却目的保有に分類された負債合計は17億6,200万ポンド(2017年12月:ゼロポンド)で、預り金(償却原価ベース)16億6,000万ポンド(2017年12月:ゼロポンド)が含まれています。

財務書類に対する注記

4. セグメント別報告

2018年4月1日に英国のバンキング事業(主にパーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUKおよびビジネス・バンキングで構成されています)がパークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管されたこと、またそれに伴い同日にパークレイズ・バンクUKピーエルシーに対する所有持分がパークレイズ・ピーエルシーに移管されたことを受けて、パークレイズ・バンク・グループの事業活動は、CIB、コンシューマー、カードおよび決済事業、ならびに本社のセグメントに分類されています。比較数値は新しいセグメント分類を反映するように修正再表示されています。

以下のセグメント業績はパークレイズ・バンク・ピーエルシーの継続事業を反映しており、このため、英国のバンキング事業は、IFRS第5号「売却目的保有非流動資産および非継続事業」における非継続事業としての表示要件を満たすため、以下の表示には含まれていません。

事業部門別業績の内訳

2018年6月30日に終了した半期	コーポレートおよび インベストメント・ バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび 決済事業 (百万ポンド)	パークレイズ・ 本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・グループ (百万ポンド)
収益合計 ¹	5,373	2,137	(257)	7,253
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額	182	(343)	5	(156)
営業収益／(費用)純額	5,555	1,794	(252)	7,097
営業費用	(3,628)	(1,134)	(1,622)	(6,384)
その他の収益／(費用)純額 ²	8	17	(13)	12
継続事業からの税引前利益／(損失)	1,935	677	(1,887)	725

2017年6月30日に終了した半期	コーポレート および インベストメン ト・バンク (百万ポンド)	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業 (百万ポンド)	パークレイズ・ 本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア ³ (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・グループ (百万ポンド)
収益合計	5,384	2,398	46	(527)	7,301
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(50)	(575)	(1)	(30)	(656)
営業収益／(費用)純額	5,334	1,823	45	(557)	6,645
営業費用	(3,779)	(1,000)	(101)	(279)	(5,159)
その他の収益／(費用)純額 ²	115	99	(166)	197	245
継続事業からの税引前利益／(損失)	1,670	922	(222)	(639)	1,731

1 一部のレガシー資本性商品の資金調達コストのうち1億7,600万ポンドは、現在は本社に計上されていますが、この影響は、当該コストが2017年度上半期において本社に計上されていたとした場合も実質的に同じでした。

2 その他の収益／(費用)純額は、関連会社および合弁企業の損益に対する持分、子会社、関連会社および合弁企業の売却益(損)、ならびに買収による利益を表します。

3 パークレイズ・ノンコア部門は2017年7月1日に閉鎖され、以後、その財務パフォーマンスはCIB、本社および英国のバンキング事業において報告されていません。

収益の地域別内訳 ¹	2018年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
	英国	2,118
欧州	1,026	724
米州	3,735	4,053
アフリカおよび中東	62	138
アジア	312	266
合計	7,253	7,301

1 地域は、取引相手の拠点に基づいています。

財務書類に対する注記

5. 手数料収入

手数料収入は、以下の通り構成されており、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

2018年6月30日に終了した半期	コーポレートおよび インベストメント・ バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび 決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	185	1,072	-	1,257
アドバイザー	340	37	-	377
委託売買および実行	553	30	-	583
株式引受および組成	1,368	-	-	1,368
その他	3	78	16	97
顧客との契約から生じる収益合計	2,449	1,217	16	3,682
契約以外の手数料から生じるその他の収益	55	-	-	55
手数料収入	2,504	1,217	16	3,737
支払手数料	(337)	(538)	-	(875)
手数料収入純額	2,167	679	16	2,862

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理にかかる受取手数料です。この手数料には、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザーに係る手数料は、合併、買収および財務再編に関連する資産管理サービスおよびアドバイザー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、取引所や店頭市場における顧客取引の実行、ならびに取引決済時における顧客支援により稼得されます。

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。この手数料には、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

6. 税金

	資産		負債	
	2018年6月 30日現在 (百万ポンド)	2017年12月 31日現在 (百万ポンド)	2018年6月 30日現在 (百万ポンド)	2017年12月 31日現在 (百万ポンド)
当期および繰延税金資産および負債				
当期税金	1,272	376	(667)	(494)
繰延税金	3,247	3,352	-	-
合計	4,519	3,728	(667)	(494)

繰延税金資産 32 億 4,700 万ポンド(2017 年 12 月:33 億 5,200 万ポンド)は、米国で計上された金額に関連する 26 億 6,300 万ポンド(2017 年 12 月:26 億 4,700 万ポンド)を含んでいます。残りの 5 億 8,400 万ポンド(2017 年 12 月:7 億 500 万ポンド)の大半は英国で計上された金額に関連していました。繰延税金資産合計のうち、4 億 8,800 万ポンド(2017 年 12 月:5 億 9,600 万ポンド)は税務上の欠損金に関連し、27 億 5,900 万ポンド(2017 年 12 月:27 億 5,600 万ポンド)は一時差異に関連していました。

2018 年度上半期において規制上のリングフェンス要件が導入された結果、相当額の繰延税金資産および当期税金負債がパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管されました。これによって、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの当期税金資産は、2018 年度上半期において増加しました。繰延税金資産の減少は、IFRS 第 9 号の適用による減損の追加に関連する繰延税金資産の認識によって、概ね相殺されました。

財務書類に対する注記

2018 年度上半期の税額は 3 億 7,800 万ポンド(2017 年度上半期:4 億 3,000 万ポンド)であり、これは 52.1%(2017 年度上半期:24.8%)の実効税率に相当します。実効税率が英国法定税率の 19%(2017 年:19.25%)を実質的に上回った主な理由としては、損金不算入である訴訟および特定行為に係る費用が挙げられます。

財務書類に対する注記

7. 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2018年6月 30日現在 (百万ポンド)	2017年12月 31日現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	-	140	-	-
その他の非支配持分	(1)	2	2	1
合計	(1)	142	2	1

8. 普通株式配当金

	2018年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
普通株式 ¹	14,168	165
優先株式	106	134
合計	14,274	299

¹ パークレイズ・バンクUK ピーエルシーに対する所有持分の移管に関してパークレイズ・ピーエルシーに支払った140億ポンドの現物配当を含んでいます。

2018年8月1日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、その子会社であるBAGHLに対する所有持分の移管に関して、パークレイズ・ピーエルシーに2億6,900万ポンドの現金配当を支払いました。さらに、2018年9月11日に2018年度の中間配当金1億4,900万ポンドが支払われる予定です。

財務書類に対する注記

9. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法および評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2017 年度年次報告書の注記 17「金融商品の公正価値」、ならびに本書英語原文 17-22 ページの注記 1「作成の基礎」とあわせて読むことを推奨します。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	
2018 年 6 月 30 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	55,851	56,862	3,841	116,554
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	5,497	133,267	3,679	142,443
デリバティブ	4,374	219,562	5,066	229,002
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	23,305	29,892	105	53,302
投資不動産	-	-	11	11
資産合計	89,027	439,583	12,702	541,312
トレーディング・ポートフォリオ負債	(25,047)	(20,918)	-	(45,965)
公正価値で測定すると指定された金融負債	-	(212,056)	(337)	(212,393)
デリバティブ	(3,863)	(215,933)	(5,293)	(225,089)
負債合計	(28,910)	(448,907)	(5,630)	(483,447)
2017 年 12 月 31 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	63,925	47,853	1,977	113,755
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,347	104,188	7,747	116,282
デリバティブ	3,786	228,867	5,334	237,987
売却可能投資	22,841	30,618	395	53,854
投資不動産	-	-	116	116
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	-	-	29	29
資産合計	94,899	411,526	15,598	522,023
トレーディング・ポートフォリオ負債	(20,905)	(16,443)	(4)	(37,352)
公正価値で測定すると指定された金融負債	-	(173,238)	(480)	(173,718)
デリバティブ	(3,631)	(229,517)	(5,197)	(238,345)
負債合計	(24,536)	(419,198)	(5,681)	(449,415)

財務書類に対する注記

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および商品タイプ別に表示したものです。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場 価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル3) (百万ポンド)	取引相場 価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル3) (百万ポンド)
2018年6月30日現在						
金利デリバティブ	-	126,010	2,362	-	(119,337)	(2,747)
為替デリバティブ	-	71,828	126	-	(70,392)	(146)
クレジット・デリバティブ	-	9,470	1,151	-	(9,332)	(226)
エクイティ・デリバティブ	4,374	10,496	1,425	(3,863)	(15,138)	(2,172)
コモディティ・デリバティブ	-	1,758	2	-	(1,734)	(2)
政府および政府保証債	43,762	54,729	25	(9,721)	(15,792)	-
社債	-	13,971	881	-	(5,681)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	12,933	-	-	(32,709)	(48)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	118,263	-	-	(137,315)	-
非アセット・バック・ローン	-	9,990	3,592	-	-	-
アセット・バック証券	-	2,108	592	-	(216)	-
発行債券	-	-	-	-	(40,993)	(289)
エクイティ現物商品	40,882	7,115	139	(15,326)	(110)	-
プライベート・エクイティ投資	9	-	1,088	-	-	-
その他 ¹	-	912	1,319	-	(158)	-
合計	89,027	439,583	12,702	(28,910)	(448,907)	(5,630)
2017年12月31日現在						
金利デリバティブ	-	150,325	2,718	-	(143,890)	(2,867)
為替デリバティブ	-	54,907	160	-	(53,346)	(124)
クレジット・デリバティブ	-	11,357	1,386	-	(11,312)	(240)
エクイティ・デリバティブ	3,786	9,848	1,064	(3,631)	(18,527)	(1,961)
コモディティ・デリバティブ	-	2,430	6	-	(2,442)	(5)
政府および政府保証債	34,782	49,853	49	(13,079)	(13,116)	-
社債	-	15,098	871	-	(3,580)	(4)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	1,491	-	-	(7,377)	(250)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	100,038	-	-	(126,691)	-
非アセット・バック・ローン	-	5,710	6,657	-	-	-
アセット・バック証券	-	1,837	626	-	(221)	-
発行債券	-	-	-	-	(38,177)	(214)
エクイティ現物商品	56,323	7,733	112	(7,826)	(388)	-
プライベート・エクイティ投資	8	1	817	-	-	(16)
売却目的保有資産および負債	-	-	29	-	-	-
その他 ¹	-	898	1,103	-	(131)	-
合計	94,899	411,526	15,598	(24,536)	(419,198)	(5,681)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンド・リンク型商品、アセット・バック・ローン、コモディティ現物ならびに投資不動産が含まれています。

財務書類に対する注記

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替え

当期においてレベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした(2017 年 12 月に終了した期間: 政府債の資産 38 億 700 万ポンド、ならびにコモディティ・デリバティブ資産および負債それぞれ 10 億 2,300 万ポンドおよびマイナス 9 億 5,000 万ポンドがレベル 1 からレベル 2 へ振替えられました)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する金融資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したもとして反映しています。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、または ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

						損益計算書に 認識された当期 利益および損失 合計		その他の包括 利益に認識され た利益または 損失合計		振替		2018年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
	2018年 1月1日 現在 ¹ (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 ² (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)			
政府および政府保証債	49	11	-	-	-	-	-	-	-	(35)	25	
社債	871	35	(17)	-	(23)	6	-	-	15	(6)	881	
非アセット・バック・ローン	166	2,239	(239)	-	-	2	-	-	11	(6)	2,173	
アセット・バック証券	627	100	(99)	-	-	(11)	-	-	5	(30)	592	
エクイティ現物商品	68	-	(7)	-	-	35	-	-	75	(52)	119	
その他	196	4	(4)	-	(10)	(21)	-	-	24	(138)	51	
トレーディング・ポートフォリオ 資産	1,977	2,389	(366)	-	(33)	11	-	-	130	(267)	3,841	
非アセット・バック・ローン	6,073	16	(4,432)	-	(238)	4	-	-	-	(4)	1,419	
エクイティ現物商品	8	11	-	-	-	-	-	-	-	-	19	
プライベート・エクイティ投資	688	295	(37)	-	-	-	53	-	-	(14)	985	
その他	750	2,359	(1,967)	-	-	4	110	-	-	-	1,256	
損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産	7,519	2,681	(6,436)	-	(238)	8	163	-	-	(18)	3,679	
エクイティ現物商品	36	-	(17)	-	-	-	-	-	-	(18)	1	
プライベート・エクイティ投資	129	-	(12)	-	-	-	-	-	-	(14)	103	
その他	40	-	(39)	-	-	-	-	-	-	-	1	
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	205	-	(68)	-	-	-	-	-	-	(32)	105	
投資不動産	116	-	(104)	-	(5)	-	4	-	-	-	11	
トレーディング・ポートフォリオ 負債	(4)	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	
譲渡性預金証書、 コマースナル・ペーパーおよび その他の短期金融商品	(250)	-	202	-	-	-	-	-	-	-	(48)	
発行債券	(214)	-	-	(4)	4	19	-	-	(219)	125	(289)	
その他	(16)	-	16	-	2	-	(2)	-	-	-	-	
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(480)	-	218	(4)	6	19	(2)	-	(219)	125	(337)	
金利デリバティブ	(150)	-	-	-	96	(46)	-	-	(343)	58	(385)	
為替デリバティブ	37	-	-	-	(17)	(30)	-	-	8	(18)	(20)	
クレジット・デリバティブ	1,146	2	3	-	(15)	(210)	-	-	1	(2)	925	
エクイティ・デリバティブ	(896)	22	(431)	-	221	129	-	-	33	175	(747)	
コモディティ・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
デリバティブ純額³	137	24	(428)	-	285	(157)	-	-	(301)	213	(227)	
売却目的保有資産および負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	9,470	5,094	(7,182)	(4)	15	(119)	165	-	(388)	21	7,072	
一時的に公正価値で測定される 売却目的保有資産純額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	9,470	5,094	(7,182)	(4)	15	(119)	165	-	(388)	21	7,072	

1 2018年1月1日現在の残高には、IFRS第9号の経過措置による影響額が含まれています。2017年12月31日現在の残高は、IAS第39号に基づいて表示されています。

2 2018年4月1日、英国のバンキング事業の処分の一部として、44億ポンドの非アセット・バック・ローンが移管されました。

3 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は50億6,600万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は52億9,300万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2017年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失 合計		損益計算書に 認識された当期 利益および損失 合計 (百万 ポンド)	振替		2017年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
					トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)		レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	3	37	-	-	-	-	-	-	-	40
社債	969	56	(71)	(2)	14	-	-	27	(30)	963
非アセット・バック・ローン	151	369	(87)	(21)	(2)	-	-	-	(7)	403
アセット・バック証券	515	46	(69)	(9)	3	-	-	-	-	486
エクイティ現物商品	77	32	(7)	-	(13)	-	-	2	-	91
その他	350	2	(40)	(24)	(7)	-	-	11	(30)	262
トレーディング・ポートフォリオ資産	2,065	542	(274)	(56)	(5)	-	-	40	(67)	2,245
非アセット・バック・ローン	8,616	-	-	(1,706)	79	-	-	-	-	6,989
プライベート・エクイティ投資	562	31	(106)	-	(3)	36	-	28	(58)	490
その他	769	2,013	(1,265)	(59)	24	100	-	-	-	1,582
損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産	9,947	2,044	(1,371)	(1,765)	100	136	-	28	(58)	9,061
エクイティ現物商品	73	-	-	-	-	2	1	6	(42)	40
プライベート・エクイティ投資	294	-	(45)	-	-	(2)	23	34	-	304
その他	5	-	(1)	(1)	-	-	1	-	-	4
売却可能投資	372	-	(46)	(1)	-	-	25	40	(42)	348
投資不動産	81	62	-	-	-	(2)	-	-	-	141
トレーディング・ポートフォリオ負債	(7)	-	(4)	1	-	-	-	-	-	(10)
譲渡性預金証書、 コマーシャル・ペーパーおよび その他の短期金融商品	(319)	-	-	-	-	1	-	(31)	92	(257)
発行債券	(298)	-	-	71	-	-	-	-	-	(227)
その他	(223)	-	-	27	-	(3)	-	-	-	(199)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(840)	-	-	98	-	(2)	-	(31)	92	(683)
金利デリバティブ	899	27	12	15	(130)	-	-	419	(202)	1,040
為替デリバティブ	81	-	-	(16)	2	5	-	(3)	(54)	15
クレジット・デリバティブ	1,370	-	3	(19)	(263)	-	-	(71)	-	1,020
エクイティ・デリバティブ	(970)	67	(222)	11	78	-	-	(45)	(1)	(1,082)
コモディティ・デリバティブ	(5)	-	-	-	3	-	-	-	7	5
デリバティブ純額¹	1,375	94	(207)	(9)	(310)	5	-	300	(250)	998
売却目的保有資産および負債	574	-	(574)	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,567	2,742	(2,476)	(1,732)	(215)	137	25	377	(325)	12,100
一時的に公正価値で測定される 売却目的保有負債純額										(1,339)
合計										10,761

¹ デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は78億7,200万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は68億7,400万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産および負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	損益計算書		その他の 包括利益 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
	トレーディング収益 (百万ポンド)	その他の収益 (百万ポンド)		
2018年6月30日に終了した半期				
トレーディング・ポートフォリオ資産	(3)	-	-	(3)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	7	116	-	123
公正価値で測定すると指定された金融負債	18	-	-	18
デリバティブ純額	(155)	-	-	(155)
合計	(133)	116	-	(17)

2017年6月30日に終了した半期

トレーディング・ポートフォリオ資産	(25)	-	-	(25)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	73	102	-	175
売却可能投資	-	-	25	25
公正価値で測定すると指定された金融負債	45	(2)	-	43
デリバティブ純額	(305)	-	-	(305)
合計	(212)	100	25	(87)

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを用いる(レベル3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質を考慮するだけでなく、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響も考慮しています。

財務書類に対する注記

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	有利な変動		不利な変動	
	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)
2018年6月30日現在				
金利デリバティブ	94	-	(144)	-
為替デリバティブ	9	-	(14)	-
クレジット・デリバティブ	132	-	(78)	-
エクイティ・デリバティブ	96	-	(97)	-
コモディティ・デリバティブ	1	-	(1)	-
社債	4	-	(4)	-
非アセット・バック・ローン	88	-	(207)	-
アセット・バック証券	-	-	-	-
エクイティ現物商品	93	-	(166)	-
プライベート・エクイティ投資	157	-	(172)	-
その他 ¹	2	-	(2)	-
合計	676	-	(885)	-
2017年12月31日現在				
金利デリバティブ	114	-	(138)	-
為替デリバティブ	6	-	(6)	-
クレジット・デリバティブ	106	-	(79)	-
エクイティ・デリバティブ	99	-	(99)	-
コモディティ・デリバティブ	3	-	(3)	-
社債	4	-	(3)	-
非アセット・バック・ローン	243	-	(468)	-
アセット・バック証券	1	-	-	-
エクイティ現物商品	12	24	(8)	(24)
プライベート・エクイティ投資	133	13	(138)	(13)
その他 ¹	5	-	(5)	-
合計	726	37	(947)	(37)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、コモディティ現物ならびに投資不動産が含まれています。

観察不能インプットに合理的に可能な様々な代替評価でストレスをかけ、代替モデルの使用による影響を考慮した結果、公正価値は最大6億7,600万ポンド(2017年12月:7億6,300万ポンド)増加する、または最大8億8,500万ポンド(2017年12月:9億8,400万ポンド)減少すると考えられます。潜在的な影響のほぼすべては剰余金ではなく損益に対するものです。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル3に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2017年度年次報告書の注記17「金融商品の公正価値」と一致しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2017年度年次報告書の注記17「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル3の資産または負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産および負債は、一時的に公正価値で測定されるため含まれていません。

財務書類に対する注記

公正価値調整

主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りです。

	2018年 6月30日現在 (百万ポンド)	2017年 12月31日現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファー・スプレッドに起因する出口価格調整	(397)	(391)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(38)	(45)
デリバティブの取引先信用評価調整(CVA)	(123)	(103)
デリバティブの自己信用評価調整(DVA)	184	131

- 出口価格調整は、主に市場のビッド・オファー・スプレッドが変動した結果、600万ポンド増加して3億9,700万ポンドになりました
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、対象となるデリバティブ・エクスポージャーが変動した結果、700万ポンド減少して3,800万ポンドになりました
- 信用評価調整(CVA)は、カウンターパーティの信用スプレッドが拡大した結果、2,000万ポンド増加して1億2,300万ポンドになりました
- 信用評価調整(DVA)は、パークレイズ・バンクの信用スプレッドが拡大した結果、5,300万ポンド増加して、1億8,400万ポンドになりました

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS第13号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用していません。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いた評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関連する収益のうち、まだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品については1億2,400万ポンド(2017年12月:1億900万ポンド)、償却原価で計上する金融商品については3,100万ポンド(2017年12月:2億5,300万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品の2,500万ポンドの増加は、追加取得4,400万ポンド(2017年12月:3,400万ポンド)が、パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの移管1,500万ポンド(2017年12月:ゼロポンド)ならびに償却および戻入1,400万ポンド(2017年12月:1億400万ポンド)と相殺されたことによるものです。償却原価で計上する金融商品の2億2,200万ポンドの減少は、パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの移管2億2,200万ポンド(2017年12月:ゼロポンド)ならびに償却および戻入100万ポンド(2017年12月:1億1,900万ポンド)が追加取得100万ポンド(2017年12月:1億1,900万ポンド)と相殺されたことによるものです。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャーおよびブローカー譲渡性預金証書は、預金者1人当たり250,000米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDICはパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS第9号「公正価値オプション」に基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカー譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、38億6,200万ポンド(2017年12月:40億7,000万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2017年度年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2018年6月30日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産		
現金担保および決済残高	91,549	91,549
貸付金(償却原価ベース)		
－住宅ローン	13,282	12,352
－クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	29,298	31,306
－ファイナンス・リース債権	3,120	3,222
－コーポレート・ローン	89,120	88,199
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	533	533
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 ¹	1,658	1,658
金融負債		
預り金(償却原価ベース)		
－銀行	(39,685)	(39,685)
－当座預金および要求払預金	(71,876)	(71,876)
－貯蓄預金	(27,681)	(27,697)
－その他の定期預金	(54,748)	(54,748)
現金担保および決済残高	(85,448)	(85,448)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(8,645)	(8,645)
発行債券	(57,905)	(58,342)
劣後負債	(17,190)	(18,251)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 ¹	(1,660)	(1,660)

	2017年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産		
現金担保および決済残高	77,172	77,172
貸付金(償却原価ベース)		
－住宅ローン	147,002	145,262
－クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	55,767	55,106
－ファイナンス・リース債権	2,854	2,964
－コーポレート・ローン ²	124,076	122,209
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	12,546	12,546
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	1,164	1,195
金融負債		
預り金(償却原価ベース)		
－銀行	(12,336)	(12,341)
－当座預金および要求払預金	(146,255)	(146,232)
－貯蓄預金	(134,339)	(134,369)
－その他の定期預金	(106,259)	(106,325)
現金担保および決済残高	(68,143)	(68,143)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(40,338)	(40,338)
発行債券	(69,386)	(70,824)
劣後負債	(24,193)	(25,451)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	-	-

¹ 帳簿価額で測定される処分グループのうち償却原価で測定される項目は、上記に含まれています。帳簿価額で測定される処分グループのうち非金融資産(1億ポンド)および負債(1億ポンド)は、この開示に含まれていません。

² 2017年12月31日現在のコーポレート・ローンには、満期保有のローン残高51億ポンドが含まれています。

財務書類に対する注記

10. 劣後負債

	2018年6月30日 に終了した半期	2017年12月31日 に終了した年度
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
1月1日現在残高	24,193	23,871
発行	-	3,041
償還	(3,075)	(1,378)
その他 ¹	(3,928)	(1,341)
期末現在残高	17,190	24,193

¹ 英国のバンキング事業の処分の一部として2018年4月1日に行われた30億1,900万ポンドの劣後負債の移管を含んでいます。

合計 30 億 7,500 万ポンドの償還には、5 億ポンドの固定／変動利付コーラブル劣後債、17 億 5,000 万ユーロの 6%固定利付劣後債(15 億 3,200 万ポンド)、10 億米ドルの 7.75%コンティンジェント・キャピタル・ノート(7 億 1,300 万ポンド)、9,900 万米ドルの 7.7%無期限劣後債(7,200 万ポンド)、4,000 万ユーロの 2018 年変動利付劣後債(3,500 万ポンド)、2 億 3,500 万ユーロの CMS 連動型劣後債(2 億 600 万ポンド)、15 億円の株式会社新銀行東京向け劣後債(1,000 万ポンド)および 10 億円の株式会社第三銀行向け劣後債(700 万ポンド)が含まれています。

11. 引当金

	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
支払保障保険(PPI)に係る補償	-	1,606
その他顧客に対する補償	179	639
法律、競争および当局関連	463	435
人員削減および事業再編	67	106
未実行のコミットド・ファンリティおよび提供された保証 ¹	202	79
有償契約	74	143
その他引当金	248	294
合計	1,233	3,302

¹ 2018年6月30日現在の残高は与信枠および保証に関するIFRS第9号による予想信用損失を含んでいます。

2018年4月1日に移管された英国のバンキング事業に関連する引当金残高の内訳は、PPIに関する16億9,800万ポンド、その他顧客に対する補償に関する4億1,200万ポンド、法律、競争および当局関連に関する200百万ポンド、人員削減および事業再編に関する1,600百万ポンド、未実行のコミットメントに関する8,700万ポンド、有償契約に関する4,800万ポンド、ならびにその他引当金2,600万ポンドでした。

財務書類に対する注記

12. 退職給付

2018年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる年金積立超過額は9億ポンド(2017年12月:7億ポンド)となりました。パークレイズ・バンク・グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)のIAS第19号に基づく年金積立超過額は、11億ポンド(2017年12月:10億ポンド)となりました。UKRFの変動は、期待収益率が仮定を下回ったことならびに新しい早期退職および現金振替によって一部相殺されたものの、割引率の上昇、積立不足による拠出金の支払いおよび予想される将来の物価インフレ低下によって引き起こされました。

UKRFの積立評価

3年毎の保険数理評価に加え、制度の保険数理人がUKRFの積立状況に関する年次報告を作成しています。直近の年次報告は2017年9月30日現在で実施され、積立不足は48億ポンド、積立水準は86.8%でした。

UKRFの直近の3年毎の保険数理評価は2016年9月30日付で実施され、2017年7月に完了しました。この評価の結果、積立不足は79億ポンド、積立水準は81.5%でした。

2017年9月30日の積立状況が2016年9月30日と比べて改善したのは、積立不足額の支払いがあったこと、期待収益率が仮定を上回ったこと、国債利回りが上昇したことおよび制度の変更があったことが主因です。

2016年の3年毎の保険数理評価の一環として合意された回収計画では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、2018年から2020年に年間5億ポンド、その後2021年から2026年には年間10億ポンドの積立不足額を支払うよう求めています。これらの積立不足額の支払いは、毎年発生する給付費用のパークレイズ・グループ負担分に対応するための通常の拠出金に加えて支払われるものです。UKRFの受託会社との合意では、リングフェンス化の結果として実施されたパークレイズ・グループ構造の変更についても考慮に入れています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続き、UKRFの主たる雇用主となります。合意された追加的支援の施策には、担保の取り決め、2025年までのパークレイズ・バンク UK ピーエルシーの共同参加およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーがUKRFに積立不足額を支払わなかった場合のパークレイズ・ピーエルシーによる支援が含まれます。

次のUKRFの3年毎の保険数理評価は2019年9月30日付で、2020年に完了予定です。

13. 払込済株主資本

普通株式

2018年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株(2017年12月:23億4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2018年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株(2017年12月:1,000株)、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2017年12月:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2017年12月:58,133株)、および1株0.25米ドルの米ドル建優先株式1億600万株(2017年12月:1億600万株)で構成されていました。

	普通株式資本 (百万ポンド)	優先株式資本 (百万ポンド)	株式払込剰余金 (百万ポンド)	株式資本および 株式払込剰余金 合計 (百万ポンド)
2018年6月30日に終了した半期				
期首残高	2,342	19	12,092	14,453
変動	-	-	-	-
期末残高	2,342	19	12,092	14,453

財務書類に対する注記

14. その他の持分商品

その他の持分商品 69 億 1,200 万ポンド(2017 年 12 月:89 億 8,200 万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーがパークレイズ・ピーエルシーに対して発行した AT1 証券が含まれています。AT1 証券の減少 20 億 7,000 万ポンドは、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーへの振替によるものでした。

AT1 証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IV に基づく AT1 証券として適格となるように構成されています。AT1 証券は永久債であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、当初の償還日または当初の償還日から 5 年毎にいつでも全額を償還可能です。また AT1 証券は、その税金または規制上の取り扱いに一定の変更があった場合は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により全額を償還可能です。いかなる償還についても、PRA の事前承認が必要です。

15. その他の剰余金

	2018 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2017 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	3,434	3,084
売却可能投資再評価差額	-	396
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(215)	-
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(219)	184
パークレイズ・バンク・グループ自身の信用度に関連する剰余金	(252)	(179)
その他の剰余金	323	323
合計	3,071	3,808

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累計損益を表します。

2018 年 6 月 30 日現在、為替換算再評価差額の貸方に 34 億 3,400 万ポンド(2017 年 12 月:貸方に 30 億 8,400 万ポンド)が計上されていました。この貸方残高の 3 億 3,500 万ポンドの変動は主に、米ドルが英ポンドに対して上昇したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの未実現損益を表しています。IFRS 第 9 号の適用に伴い、それまで売却可能剰余金に認識されていた公正価値の変動累計額 2 億 6,000 万ポンドは、現在はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額に計上されています。

2018 年 6 月 30 日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額の借方残高は 2 億 1,500 万ポンド(2017 年 12 月:売却可能剰余金の貸方に 3 億 9,600 万ポンド)でした。6 億 1,100 万ポンドの減少は、IFRS 第 9 号への移行に伴う利益剰余金への振替 1 億 3,600 万ポンドおよび主に BAGL 株の公正価値の変動に伴う 3 億 2,900 万ポンドの減少によるものでした。また、純利益に振替えられた純利得 1 億 5,100 万ポンドおよび税額控除 3,300 万ポンドも認識されており、その他の残高は為替およびその他の変動に関するものです。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす場合には損益計算書上の損益に振替えられます。

2018 年 6 月 30 日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の借方に 2 億 1,900 万ポンド(2017 年 12 月:貸方に 1 億 8,400 万ポンド)が計上されていました。この 4 億 300 万ポンドの減少は主に、金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が 3 億 7,600 万ポンド減少したことおよび純利益に振替えられた利得 1 億 6,100 万ポンド(この一部は、税額控除 1 億 3,400 万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する損益累計額を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2018 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・グループのその他の包括利益に認識された当グループ自身の信用度の高額は借方 2 億 5,200 万ポンド(2017 年 12 月:借方に 1 億 7,900 万ポンド)でした。7,300 万ポンドの変動は主に、パークレイズの調達プレッドの縮小 9,800 万ポンドによるものであり、税額 2,500 万ポンドによって相殺されています。

その他の剰余金および自己株式

2018 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に関連して、その他の剰余金の貸方に 3 億 2,300 万ポンド(2017 年 12 月:貸方に 3 億 2,300 万ポンド)が計上されていました。

財務書類に対する注記

16. 偶発債務および契約債務

	2018年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2017年 12月31日 現在 (百万ポンド)
偶発債務		
担保証券として差入れられた保証および信用状	14,051	14,275
契約履行保証、銀行引受手形および裏書手形	4,329	4,737
合計	18,380	19,012
契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期貿易関連取引	1,055	812
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務	244,246	314,761
合計	245,301	315,573

組織再編の一環としてパークレイズ・バンクUKピーエルシーに振替えられた偶発債務および契約残高には、担保証券として差入れられた保証および信用状7億9,300万ポンドならびにスタンドバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務677億9,100万ポンドが含まれています。

法律、競争および規制事項に関する偶発債務の詳細については、注記 17「法律、競争および規制関連事項」に記載されています。

17. 法律、競争および規制関連事項

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、パークレイズに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

2018年4月1日に実施された英国の構造改革実施に伴い、英国のバンキング事業はパークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・ピーエルシーの別の子会社であるパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管されました。この移管には、下記の特定の事項に関する権利および負債が含まれています（パークレイズ・バンク UK ピーエルシーの財務書類においても開示されています）が、記録上はパークレイズ・バンク・ピーエルシーが引き続き関連訴訟の当事者となることがあります。

特定のアドバイザリー・サービス契約およびその他の案件に対する調査ならびに民事訴訟

英国重大不正捜査局 (SFO)、金融行為監督機構 (FCA)、米国司法省 (DOJ) および米国証券取引委員会 (SEC) は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが締結した特定のアドバイザリー・サービス契約の調査を進めています。

背景情報

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはカタール・ホールディング・エルエルシー（カタール・ホールディング）との間で 2008 年 6 月と 10 月に 2 件のアドバイザリー・サービス契約（両契約）を締結しました。FCA は、両契約が 2008 年 6 月および 11 月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達（本資本調達）に関連していた可能性があるかどうかについて、調査を開始しました。2008 年 6 月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていましたが、2008 年 10 月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結および両契約に基づき 5 年間にわたって支払われる総額 3 億 2,200 万ポンドの報酬については、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。SFO は、両契約および 2008 年 11 月にパークレイズ・バンク・ピーエルシーからカタール国に提供された 30 億米ドルの貸付金（本貸付金）についても調査を開始しました。

SFO の手続

SFO は 2017 年 6 月に、両契約に関する虚偽の表明による詐欺行為のためにパークレイズの特定の元の上級役員および従業員と共謀した容疑 2 件と、本貸付金に関連して 1985 年会社法第 151 条に違反する違法な資金提供を行った容疑 1 件について、パークレイズ・ピーエルシーを告訴しました。2018 年 2 月に SFO は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーについても、貸付金に関する同一容疑で告訴しました。刑事法院は 2018 年 5 月に、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対するすべての告訴を却下しました。2018 年 7 月に SFO は、高等法院に対して、刑事法院が却下したパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対するすべての容疑を再検討するよう申立てました。パークレイズは、SFO による申立てに対して防御を行う予定です。

FCA の手続およびその他の調査

FCA は、2013 年 9 月に警告通知書（本通知書）を発行しました。本通知書は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが両契約の締結時に、両契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の価額が生じるであろうと考えていた一方で、両契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、本資本調達におけるカタールの参加に関して

財務書類に対する注記

開示されない追加的な支払いを行うことであったと認定しています。本通知書は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが開示に関連する特定の市場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが市場原則 3(企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動しなければならないとの要件)に違反したと結論付けました。この件について、FCA は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとったとみなしています。本通知書に記載されているパークレイズに対する罰金は、5,000 万ポンドです。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。FCA 訴訟は、SFO 手続により停止しています。

さらに、DOJ と SEC も両契約に関する調査を進めています。

民事訴訟

2016 年 1 月に、PCP キャピタル・パートナーズ LLP および PCP インターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、虚偽表示および詐欺に対する損害賠償を求める申立てを起しました。これは、2008 年 11 月の資金調達において、申立てによれば PCP を含むとされる潜在的投資家に対して発行した有価証券の条件に関連してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが PCP に対して虚偽の説明を行ったとされるものです。PCP は、最大 14 億 7,700 万ポンドに 2017 年 11 月以降の利息を加算した金額の損害賠償を求めています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して防御を行っており、トライアルは 2019 年 10 月に開始予定です。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。PCP はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して最大 14 億 7,700 万ポンドに利息および諸費用を加算した金額の損害賠償を請求しています。この金額は、この件に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーの不利に裁定が下された場合のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のビジネス関係に関する調査

2012 年に、DOJ および SEC は、パークレイズ・ピーエルシーの事業の獲得または維持を支援する第三者との特定の関係が、米国海外腐敗行為防止法に則ったものであるかどうかに関する調査を開始しました。他の管轄区域における様々な規制当局も、調査の状況報告を受けています。パークレイズは別途、アジアやその他の地域における特定の雇用慣行に関する調査に関して DOJ および SEC に協力しており、他の管轄区域における特定の規制当局に情報提供を続けています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

内部通報制度および統制に関する調査

2017 年 4 月に、FCA およびブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)は、パークレイズの内部通報プログラムに関連したパークレイズ・グループの最高経営責任者(CEO)個人の行為と上級幹部としての責任、およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが内部通報として扱った書簡の差出人を特定しようとした 2016 年の行為について CEO に関する調査を開始するとともに、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対しても、書簡の差出人を特定しようとした CEO の行為に関する責任、ならびに内部通報に関するパークレイズのシステム、統制および文化について調査を開始しました。

2018 年 5 月、FCA と PRA は、本件に係る CEO の行為が個人行為規則 2(善管注意義務を持って行動しなければならないという要件)に違反するという結論を示した最終通知書を発行しました。FCA および PRA のいずれにおいても CEO が不誠実な行動をとった、あるいはパークレイズ・グループの最高経営責任者としての役割を引き続き果たすのに適切および妥当性を欠くといった認定はなされていませんでした。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに関する調査について、FCA および PRA は、本件に関する強制措置は行わないとする結論を下しました。ただし、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク UK ピーエルシーはいずれも、FCA および PRA への内部通報プログラムの一部に関する報告書提出義務に服することに同意しています。

パークレイズははまた、引き続き本件に関して米国の各当局に情報を提供し、協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR や EURIBOR などの特定の金融ベンチマークの操作におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しています。

財務書類に対する注記

背景情報

2012年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、特定ベンチマーク金利の申告に関する調査に関して金融サービス機構(FSA)(FCAの前身)、米国商品先物取引委員会(CFTC)およびDOJと和解に達したと公表し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは合計2億9,000万ポンドの課徴金を支払いました。非訴追協定(NPA)の締結によってDOJとの和解が成立しましたが、同協定は現在は失効しています。パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)は、特定のその他の規制当局および法執行機関と和解に達しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーに関する調査を含む、LIBORに関するSFOによる継続中の調査に関して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーはSFOからの情報要請を受け、引き続き対応しています。イタリア・トラニ検察庁による調査も引き続き進行中です。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズおよびその他の銀行に対してLIBORおよび／またはその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候があり、あるいは提起しています。

背景情報

上記の「LIBOR および他のベンチマークに関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズに対して民事訴訟を提起する兆候があり、あるいは提起しています。こうした訴訟の一部は棄却されているか、裁判所の承認(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利を認めること)を条件として和解済ですが、他の訴訟は係争中であり最終的な影響は不明です。

MDL 裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY)(MDL裁判所)における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO法)、1934年証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

当該集団訴訟の一部は、和解に至りました。(i)米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った原告、(ii)米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した原告、(iii)米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した原告、または(iv)米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起したとされる訴訟は、それぞれ1億2,000万米ドル、2,000万米ドル、710万米ドルおよび400万米ドルで和解に至りました。和解は引き続き、裁判所の承認を受けること、および／または、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利を認めることを条件としてしています。

その他の集団訴訟を意図した訴訟および個別訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。5件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額12億5,000万米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法およびRICO法に基づき3倍損害賠償も求めています。

SDNY における EURIBOR 訴訟

2015年に、EURIBOR 関連の集団訴訟の和解において9,400万米ドルが支払われました。裁判所は、2018年5月におけるパークレイズの和解の最終承認を認める命令を下しました。

SDNY における追加的な米ドル建 LIBOR 訴訟

2015年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の被告であるパネル銀行を相手取った個別訴訟がSDNYにおいて却下されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げたことによって貸付金の担保として差入れた債券の価値が下落し、最終的に市場が低迷している時点で当該債券を売却する結果となったと主張していました。2018年3月に裁判所は、訴状の修正を認めるよう求める原告の申立てを退け、本件を却下しました。裁判所命令に対する原告の上訴は審理中です。

SDNY における英ポンド建 LIBOR 訴訟

2015年に、英ポンド建 LIBOR に連動した取引所取引および店頭取引デリバティブに關与した原告により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取った、集団訴訟を意図した訴訟がSDNYにおいて提起されました。訴状では特に、被告が2005年から2010年間の英ポンド建 LIBOR の金利を操作し、その際、CEA法、反トラスト法およびRICO法に違反したと主張されています。2016年の初めに、当該集団訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行に対して同様の主張をする集団訴訟を意図した追加的な訴訟に併合されました。却下を求める被告の申立ては、審理中です。

財務書類に対する注記

SDNYにおける円建LIBOR訴訟

2012年に、取引所で取引されるデリバティブに關与した原告により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建LIBORのパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟がSDNYにおいて提起されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円TIBOR)パネルのメンバーの名前も挙げられています(パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこのメンバーではありません)。訴状では特に、2006年から2010年の間のユーロ円TIBORおよび円建LIBORの金利操作ならびにCEA法および反トラスト法の違反が主張されています。2014年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却しましたが、CEA法に係る原告の請求は、引き続き審理中です。開示手続が進行中です。

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIを相手取ってSDNYに提起された、円建LIBORに関する第二の集団訴訟を意図した訴訟が、2017年3月に完全に却下されました。訴状では、2012年の集団訴訟と同様の主張を行っています。原告は却下に対して控訴しています。

SDNYにおけるSIBOR/SOR訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の被告を相手取ってSDNYに提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する、集団訴訟を意図した訴訟が、請求の言明を怠ったとするパークレイズに対する主張に関連して、裁判所により却下されました。原告は、2017年9月に訴状の修正を行い、却下を求める被告の申立ては、審理中です。

米国外のベンチマーク訴訟

米国の訴訟の他に、英国、欧州のその他の複数の法域、イスラエルおよびアルゼンチンにおいて、LIBORおよびEURIBORならびにその他のベンチマークを操作したという主張に関連する訴訟がパークレイズに対して提起されており、あるいは提起される兆候があります。その他にも米国外の法域における訴訟が将来に提起される可能性があります。

請求金額/財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受けるその他の財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

外国為替に関する調査

複数の管轄法域における様々な規制・執行当局は、電子取引を含む外国為替の売却および取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。

背景情報

2015年に、パークレイズは、外国為替市場における特定の販売および取引の慣行に対する調査に関連して、CFTC、DOJ、ニューヨーク州金融サービス局(NYDFS)、連邦準備制度理事会(連邦準備制度)およびFCA(総称して、2015年の和解当局)との和解に達しました。これらの和解に関連して、パークレイズは、合計で約23億8,000万米ドルの課徴金を支払っており、特定の改善に向けた取り組みを実行することに同意しています。

DOJとの司法取引に従い、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社は、罰金に加えて、執行猶予期間を3年間とすることに同意し、その期間中、パークレイズ・ピーエルシーはとりわけ、(i)米国連邦法に違反するいかなる犯罪行為も行わないこと、(ii)司法取引に至る原因となった行為を防止および発見できるよう設計されたコンプライアンス・プログラムを実行し、これを継続すること、(iii)米国の反トラスト法違反または詐欺防止法違反に関する信頼できる証拠を米国の関連当局に報告すること、ならびに(iv)関連する規制当局または法執行機関が要求するコンプライアンスおよび内部統制を強化することを実施する必要があります。2017年1月に、コネチカット州連邦地方裁判所は司法取引を認め、その取引内容に従ってパークレイズ・ピーエルシーに対し、罰金6億5,000万米ドルおよびNPA違反に対する6,000万米ドル(これらの金額は上記の23億8,000万米ドルの一部です)を支払うこと、ならびに執行猶予期間を判決日から3年間とする判決を下しました。また、パークレイズは引き続き、一部の2015年の和解当局に、関連する情報を提供します。

前述のDOJの司法取引、CFTC、NYDFSおよび連邦準備制度の命令書、ならびに当該和解に関連してFCAが発行した最後通達の全文は、2015年に関する各和解当局のウェブサイトでご覧いただけます。

欧州委員会は、外国為替市場における特定の取引慣行に対する調査を実施している複数の当局のうちの1つです。

財務書類に対する注記

DOJ も、2011 年および 2012 年に行われた特定の取引に関連する特定の取引活動に対して調査を実施しました。パークレイズは DOJ およびこの行為を検査しているその他当局への情報提供を行っています。2018 年 2 月に、DOJ はこれらの取引の 1 つに関する特定の取引活動における行為についての調査を完了しました。DOJ は、とりわけ、パークレイズによる不当利益返還および制裁金 1,290 万米ドルの支払い(これは、民事制裁金として支払われる和解金と相殺可能)への合意と引き換えに、パークレイズに対する調査を終了するとしたレターを発行しました。2018 年 1 月、現在停職中のパークレイズの従業員が本件に関連していると言及されました。

請求金額／財務上の影響

上記の和解および 2017 年度第 4 四半期に認識された引当金 2 億 4,000 万ポンドを除き、現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

外国為替に関する民事訴訟

様々な管轄法域における複数の個人および法人が、パークレイズおよびその他の銀行に対して為替に関する民事訴訟を提起する兆候があり、あるいは提起しています。

背景情報

上記の「外国為替に関する調査」において言及している特定の調査の解決を受け、様々な管轄法域における複数の個人および法人が、パークレイズおよびその他の銀行に対して為替に関する民事訴訟を提起する兆候があり、あるいは提起しており、または将来そうする可能性があります。こうした訴訟の一部は棄却されているか、関連する裁判所の最終承認を受けること(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利を認めること)を条件として和解済です。

外国為替に関する併合訴訟

反トラスト法およびニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと主張し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む数社の国際銀行を被告として名前を挙げている原告の集団を代表して SDNY に提起された複数の民事訴訟が、2014 年に併合されました(外国為替に関する併合訴訟)。2015 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、外国為替に関する併合訴訟について和解し、3 億 8,400 万米ドルを支払いました。特定の集団構成員は当該和解から離脱することを選択しており、うち一部は自ら訴訟を提起する可能性があります。当該和解は、裁判所の最終承認を受ける必要があります。

ERISA に基づく外国為替に関する訴訟

2015 年以降、外国為替相場の操作(米国従業員退職所得保障法(ERISA)法に基づく請求(ERISA 請求)を含みます)に関連して被害に関する様々な法的根拠(外国為替に関する併合訴訟において主張されている被害の法的根拠を除きます)を主張する原告集団を代表して、複数の民事訴訟が SDNY に提起されており、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を含む数社の国際銀行が被告として指名されています。裁判所は、ERISA 請求を却下しました。

リテールベースに関する訴訟

銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の訴訟(リテールベースに関する請求)がカリフォルニア州北部地区(その後 SDNY に移送)に提起されました。裁判所は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告は、訴状を修正し、この訴訟を拡大してクレジット・カード、デビット・カードおよび電信送金取引を含めるよう求めましたが、裁判所により却下されました。原告は、この拡大に対する判決を再考するよう裁判所に求めています。

州法に基づく外国為替に関する訴訟

2016 年に、上場投資信託の株主および外国為替商品の間接投資家であったと思われるその他の者からなる原告の集団を代表して、連邦法、ニューヨーク州法およびカリフォルニア州法に基づく集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。被告(パークレイズを含みます)は、この訴訟の却下を求める構えです。原告の弁護士は次に訴状を修正し、外国為替市場を操作していないとされる外国為替のディーラーまたはブローカーを通じて外国為替商品の取引を行った、連邦法および様々な州法に基づく投資家の集団を代表した訴訟を提起しました。その後、別の原告の集団が、同じ考え方に基づく別の 1 件の訴訟を提起し、実質的に同様の請求を主張しました。これらの 2 件の訴訟は併合され、併合訴状が 2017 年 6 月に提出されました。被告(パークレイズを含みます)は、この訴訟の却下を求める申立てを行いました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

財務書類に対する注記

ISDAFIX に関する民事訴訟

2014 年に、原告の集団を代表して、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、他の複数の銀行およびブローカー 1 社が反トラスト法および複数の州法に違反し、共謀して米ドル建 ISDAFIX レートを操作したと主張する ISDAFIX レート関連の複数の民事訴訟が SDNY に提起されました。2016 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、当該併合訴訟を解決するための和解契約を原告と締結し、3,000 万米ドルを支払いました。これにより、集団により提起された、または提起される可能性があったすべての ISDAFIX に関する請求は全面的に解決されました。裁判所は、2018 年 6 月に当該和解の最終承認を認める判決を下しました。

請求金額／財務上の影響

上記の訴訟によってバークレイズが受ける主な財務上の影響は、上述の和解金に反映されています。

金属に関する調査

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、金属および金属に基づく金融商品に対する調査に関連して DOJ、CFTC およびその他当局への情報提供を行いました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

金および銀の価格操作に関する民事訴訟

原告の集団をそれぞれ代表する複数の民事訴訟が併合され、SDNY に移送されました。これらの民事訴訟では、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA 法、反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。また米国では、原告集団により、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびバークレイズ・キャピタル・サービス・リミテッドを含む多数の銀行に対して、CEA 法および反トラスト法に違反して銀の価格を操作したと主張する訴訟が提起されました。裁判所はこれらバークレイズのグループ企業に対する本訴訟を却下しました。

またカナダの裁判所では、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、BCI およびバークレイズ・キャピタル・ピーエルシーに対して、カナダ法に違反して金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

米国の住宅および商業モーゲージ関連業務および訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券 (RMBS) および米国の商業モーゲージ・バック証券 (CMBS) の流通市場取引に関連して様々な調査や民事訴訟が行われました。

背景情報

2005 年から 2008 年にかけての米国住宅モーゲージ市場におけるバークレイズの業務には以下が含まれていました。

- ・ 約 390 億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンシングおよび引受
- ・ 約 340 億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受に係る経済的エクスポージャー
- ・ 約 2 億米ドルの貸付金の政府系機関 (GSE) への売却
- ・ 約 30 億米ドルの貸付金のその他の者への売却
- ・ バークレイズが 2007 年に取得した企業 (取得子会社) の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ第三者に売却された、約 194 億米ドルの貸付金 (当該期間中に売却し、その後買い戻した約 5 億米ドルの貸付金控除後) の売却

DOJ 民事訴訟

2016 年 12 月に、DOJ は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・ピーエルシー、BCI、バークレイズ・グループ・ユーエス・インク、バークレイズ・ユーエス・エルエルシー、BCAP エルエルシー、セキュリタイズド・アセット・バックト・レシーバブルズ・エルエルシーおよびサットン・ファンディング・エルエルシーならびに 2 名の元従業員に対し、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所 (EDNY) において民事訴訟を提起しました。当該訴訟には、2005 年から 2007 年に販売されたモーゲージ・バック証券に関連する、郵便および電信送金に係る不正行為などの複数の申立てが含まれています。2018 年 3 月に、バークレイズは、DOJ との間で民事制裁金 20 億米ドルにて和解に達しました。当該制裁金は 2018 年度上半期に支払われました。

財務書類に対する注記

RMBS の買戻請求

以下については、パークレイズが単独で様々なローン・レベルに対し表明および保証 (R&W) を付しています。

- ・ パークレイズがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドル
- ・ GSE に売却した貸付金のうち約 2 億米ドル
- ・ その他の者に売却した貸付金約 30 億米ドル

また、取得子会社が第三者に売却した貸付金 194 億米ドルについてはすべて、取得子会社が R&W を付しています。

パークレイズがスポンサーとなったその他の証券化に関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、証券化の預金者などのパークレイズの子会社が、より限定的な R&W を付しています。パークレイズ、取得子会社またはこれらの第三者が実施する大半の R&W に適用される、明記された期限の規定はありません。

一定の状況では、R&W の違反があった場合に、パークレイズおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻またはかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがあります。

GSE およびその他の者に売却した貸付金およびプライベート・レーベル取引についてパークレイズまたは取得子会社が行ったすべての R&W に関連する、2018 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 21 億米ドルでした。

上記の未解決の買戻請求は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、パークレイズおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買い戻さなければならないと主張しています。また、買戻請求を行っている当該受託者およびその他の当事者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る (が、未確定の) 金額の貸付金に関して、有効な R&W に違反していた可能性があるかと主張しています。この訴訟は進行中です。

2018 年 5 月に、取得子会社は、1997 年から 2007 年の間に購入者に売却した貸付金に関連して取得子会社が付した R&W に違反があったために貸付金の購入者が被ったとする損害に対する補償を求めた民事訴訟の和解に合意しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上のその他の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

代替取引システムおよび高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長 (NYAG) およびその他特定の管轄法域における規制当局は、ダークプールを含む代替取引システム (ATS) および高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施しました。

背景情報

2014 年に、NYAG はパークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を相手取り、特に、パークレイズの SEC 登録 ATS である LX に関連してパークレイズ・ピーエルシーおよび BCI が詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状 (NYAG 訴状) をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。2016 年 2 月に、パークレイズは、SEC および NYAG のそれぞれと、LX の運用に関してパークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を相手取ったこれらの代理人の申立てを解決するための個別の和解合意に達し、それぞれに 3,500 万米ドルを支払いました。

パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI は、カリフォルニア州法に基づき、NYAG 訴状の主張と同様の主張を根拠とする、企業向け金融サービス会社による集団訴訟を意図した訴訟の被告とされています。2016 年 10 月に、カリフォルニア州連邦裁判所はパークレイズ・ピーエルシーおよび BCI による訴状全体の却下を求める申立てを認め、原告はこの裁判所の判決に対して控訴しました。2018 年 7 月に、上訴裁判所は却下を認めました。

NYAG 訴状の提出後に、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI は、一部の現在および元の役員とともに、株主証券集団訴訟 (株主集団訴訟) において被告とされました。原告は、NYAG 訴状において主張された事情の結果、パークレイズの米国預託証券 (ADR) の価値が下落した際に、当該証券の保有者が損害を被ったと主張しています。被告 (パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含みます) が提起した当該訴状の却下を求める申立ては、裁判所によりその一部が認められ、一部が棄却されました。2016 年 2 月に、裁判所は当該訴訟を集団訴訟として認定しました。2017 年 11 月に、上訴裁判所は集団訴訟の承認を行いました。

請求金額／財務上の影響

当該集団訴訟では、金額を特定しない損害賠償および差し止めによる救済を求めています。現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはこれらが特定期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

財務書類に対する注記

電力市場に関する訴訟

2013年に、米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを相手取り、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが米国西部の電力市場を操作したとする主張に関連する民事訴訟を提起しました。当該訴訟は1億500万米ドル(制裁金7,000万米ドルおよび不当利益返還3,500万米ドル)で和解され、2017年に支払われました。2015年に、カリフォルニア州の公益事業会社であるマーセド・イリゲーション・ディストリクトは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを相手取り、SDNY連邦地方裁判所において損害賠償1億3,930万米ドルを求める集団民事訴訟を提起し、カリフォルニア及びその周辺において意図された電力市場の操作に関連して反トラスト法上の主張を行いました。当該訴訟は、原則として2,900万米ドルで和解されました(当該和解は、裁判所の最終承認を受ける必要があり、また、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります)。

請求金額/財務上の影響

パークレイズは、上記の訴訟による財務上の影響がパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響に重要性はないと考えています。

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟および関連事項

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の金融機関を相手取り、米国財務省証券ならびに国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場に関連する反トラスト法およびその他の法律に違反したとして様々な民事訴訟が提起されました。なお一部の政府当局も、様々な市場における特定の政府証券取引に対して調査を実施しています。

背景情報

米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務めるパークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよび他の金融機関を相手取り、集団訴訟を意図した多数の訴訟が連邦地方裁判所に提起されています。これらの訴訟は併合され、2017年11月に、集団訴訟の原告は、被告および米国財務省証券が取引される電子取引プラットフォームを運営する特定の企業を相手取り、併合された修正訴状をニューヨーク州連邦裁判所に提出しました。訴状では、被告が(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および/または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したとして、米国連邦反トラスト法および州のコモンローに基づく請求を主張しています。被告は却下を求める申立てを行いました。

さらに、一部の原告は、BCIおよび米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務めたその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴状では、被告が共謀して、米国連邦反トラスト法、CEA法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

2017年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、パークレイズ・サービス・リミテッド、パークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドおよびその他一部の金融機関は、共謀して、2005年から2015年までの米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を制限したとして、民事上の反トラスト法訴訟の被告とされています。被告は却下を求める申立てを行いました。

なお一部の政府当局は、様々な市場における特定の政府証券取引に関する活動に対して調査を実施しており、パークレイズは様々な当局に情報提供中です。

請求金額/財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

メキシコ政府債に関する民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、パークレイズ・バンク・メキシコ SA およびグルボ・フィナンシエロ・パークレイズ・メキシコ SA は、メキシコ政府債(MGB)を扱うその他の金融機関とともに、2018年6月にSDNYに併合された複数の集団訴訟の被告とされています。集団訴訟では、共謀して2006年から2017年半ばまでのMGBの価格を固定したとして、反トラスト法および州法に基づく損害賠償請求を主張しています。

請求金額/財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

米国預託株式

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会の様々な元メンバーが、SDNYにおいて併合された有価証券集団訴訟の被告とされています。この訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2008年4月に当初の額面約25億米ドルで発行した特定の米国預託株式(2008年4月募集)の募集文書における虚偽表示および記載の省略を主張するものです。原告は、1933年証券法に基づく請求を行い、特にパークレイズ・バンク・ピーエルシーのモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む。)のポートフォリオ、モーゲージおよび信用市場リスクに対するパークレイズ・バンク・ピーエルシーのエクスポージャーならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に関する虚偽表示および記載の省略を主張しています。原告は損害賠償の具体的な金額を特定していません。2016年6月に、SDNYは、当該

財務書類に対する注記

訴訟を集団訴訟として認定しました。2017年9月に、SDNYは被告の略式判決に対する申立てを認めました。原告は、この判決に対して上訴しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

BDCファイナンス・エルエルシー

BDCファイナンス・エルエルシー(BDC)はパークレイズ・バンク・ピーエルシーを相手取り、ISDAマスター契約(併せて、本契約)によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約違反を主張する訴状を提出しました。

背景情報

2008年に、BDCは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーがBDCによる2008年の要求(要求)に応じて超過担保とされる約4,000万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDCは、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前にパークレイズ・バンク・ピーエルシーには要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利がパークレイズ・バンク・ピーエルシーにあったとした場合でも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは要求に異議を唱えなかったと主張しています。BDCは合計2億9,800万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を求めています。責任問題に関するトライアルは2017年4月に結審されましたが、裁判所の判決は未だ下されていません。

2011年に、BDCの投資顧問会社であるBDCMファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとBCIを相手取り、本契約に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。両当事者は、当該訴訟の延期に合意しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実際的ではありません。BDCは、パークレイズに対し、合計2億9,800万米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を請求しています。この金額は、パークレイズの不利に裁定が下された場合のパークレイズの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対する民事訴訟は、共謀による米国反テロリズム法(ATA)の違反を主張するものです。

背景情報

約350名の原告グループがEDNY連邦地方裁判所に提起した修正された民事上の訴え(修正された訴え)では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび複数の他の銀行が、共謀してATAに違反し、イラン政府およびイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たヒズボラおよびその他による攻撃で原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、ATAの規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する回収を求めており、ATAでは認定された損害の3倍額の賠償および弁護士費用を認めています。被告は修正された訴えの却下を求める申立てを行いました。2017年11月に、約160名の原告グループが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、修正された訴えと実質的に同様の内容のATAに基づく請求を主張する別の民事訴訟をSDNY連邦裁判所に提起しました。被告は本訴訟の却下を求める申立てを行いました。

2018年5月に、単独の原告が自身を代表して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、ATAに基づく請求を主張する民事訴訟をフロリダ州中部地区連邦裁判所に提起しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この訴状をまだ受け取っていません。2018年7月に、裁判所は、原告が修正訴状を提出する権利を条件として訴訟を却下しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはこれらが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうろ影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、その他の金融機関とともに、SDNYにおける金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップの反トラスト法民事訴訟の被告とされています。

財務書類に対する注記

背景情報

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、金利スワップ(IRS)のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関、トレードウェブおよび ICAP は、2016 年に SDNY において併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償、3 倍の損害賠償および弁護士費用を求めています。原告には、スワップ執行ファシリティおよび買手側の投資家が含まれます。買手側の投資家は、2008 年から現在までの期間に米国において被告と固定一変動の IRS の取引を行った、例えば、米国の退職年金基金、地方自治体、大学基金、企業、保険会社および投資基金を含む集団を代表していると主張しています。本訴訟は開示手続が進行中です。

2017 年 6 月に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI など、IRS 訴訟と同一の被告である金融機関を相手取り、別の訴訟が SDNY 地方裁判所に提起されました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。被告は当該訴訟の却下を求める申立てを行いました。それとは別に、2018 年 6 月に、trueEX エルエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI など IRS 市場のディーラーの役割を務める 11 の金融機関を相手取り、被告が違法に共謀し、trueEX が IRS 取引プラットフォームにより IRS 市場に参入するのを妨害したとして、反トラスト法に基づく集団訴訟を SDNY に提起しました。また trueEX エルエルシーは、より一般的に、被告である金融機関が匿名で自由に参加できるその他の IRS 取引プラットフォームを妨害していると訴えています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

ポルトガル競争庁(Portuguese Competition Authority)による調査

ポルトガル競争庁は、パークレイズを含むポルトガルの 15 の銀行間での 11 年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者向け貸付ならびに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施しています。パークレイズは当該調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

南アフリカの営業活動における外国為替取引に関連したマネー・ロンダリング疑惑に関する調査

当時パークレイズ・グループ内の子会社であったアブサ・バンク・リミテッドは、2014 年および 2015 年の輸入前払制度を用いて、南アフリカから東アジア、英国、ヨーロッパおよび米国にある受益口座への外国為替送金を実行する特定の顧客による潜在的な不正行為を特定しました。この結果、パークレイズは、関連する取引、プロセス、システムおよび統制について検査を実施しました。パークレイズは、継続中のパークレイズの協力の一環として、関連当局に引き続き情報を提供しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

リテール仕組預金および資本保証仕組債に関する調査

2015 年に、FCA は、2009 年 11 月からのパークレイズによる仕組預金の設計、組成および販売に関して、執行機関としての調査を開始しました。調査は進展しています。また FCA は、2018 年 1 月に、2008 年 6 月から 2014 年 7 月までのパークレイズによる資本保証仕組債の設計、組成および販売に関して、執行機関としての調査を開始しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

無担保貸付の回収に関する調査

2018 年 2 月に、FCA は、パークレイズが 2015 年 7 月から回収に関する有効なシステムおよび統制を整備したか、また債務不履行および延滞している顧客の利益について十分に配慮したかに関して、執行機関としての調査を開始しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によってパークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるパークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実際的ではありません。

財務書類に対する注記

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁(HMRC)の評価

2018年3月にHMRCは、英国で事業を行う一部の海外子会社をパークレイズの英国VATグループ(ここでは、グループ・メンバー間の取引にかかるVATが通常は免除されます)から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、HMRCによる撤回がない限り、利息を含め約1億8,400万ポンドの評価に相当し、うち約1億3,000万ポンドがパークレイズ・バンクUKピーエルシーに、5,400万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとパークレイズは予想しています。パークレイズの見解によりHMRCは詳細な検査を実施中であり、評価が撤回されない場合、パークレイズは、第一層審判所(租税部)にて申立てを開始することにより、この評価に異議申立てを行うことができます。

請求金額/財務上の影響

HMRC評価の合計金額は、利息を含め約1億8,400万ポンドでした。

一般事項

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび子会社は、英国および米国ならびにその他の海外の複数の法域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、パークレイズが提起した、またはパークレイズに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定はされません。)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。パークレイズは、関連当局と協力し、これらの案件および本注記に記載のその他の案件に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の1案件または複数の案件の結果が、特定の期間におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額に左右されます。

18. 関連当事者取引

パークレイズ・バンクUKピーエルシーへの英国/バンキング事業の処分およびパークレイズ・ピーエルシーへのパークレイズ・バンクUKピーエルシーの所有権の移管は、関連当事者取引に関して当期におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態および業績に大きく影響しました。グループ間残高を含む詳細については、注記2「事業の売却および子会社の所有権の移管」をご参照ください。

親会社

親会社かつ最終親会社はパークレイズ・ピーエルシーであり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行済普通株式の100%を保有しています。

兄弟会社

パークレイズ・バンク・グループおよび親会社のその他の子会社との間の取引は、関連当事者取引の定義を満たしています。

パークレイズ・バンク・グループの財務書類に含まれているその他のパークレイズ・グループ会社との取引金額は、以下の通りです:

	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
2018年6月30日に終了した半期		
収益合計	(77)	1
営業費用	(72)	(2,045)
2018年6月30日現在		
資産合計	662	2,749
負債合計	21,437	2,588

上記を除き、2018年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、パークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものはありませんでした。

財務書類に対する注記

19. 移行に関する開示

減損引当金の調整

IAS第39号からIFRS第9号への調整－減損引当金増加の対象となるIFRS第9号に基づく金融資産

以下の表は、期末の IAS 第 39 号に基づく金融資産の減損引当金ならびに IAS 第 37 号に基づくローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る引当金、2017 年 12 月 31 日現在の引当金、偶発負債および偶発資産、ならびに IFRS 第 9 号に基づいて決定された 2018 年 1 月 1 日現在の期首 ECL の調整を示しています。

減損引当金および引当金の調整

	2017 年 12 月 31 日現在		2018 年 1 月 1 日現在
	IAS 第 39 号 に基づく減損 引当金または IAS 第 37 号 に基づく引当金 (百万ポンド)	組替えによる 影響 (百万ポンド)	IFRS 第 9 号 に基づく減損 引当金の追加 (百万ポンド)
			IFRS 第 9 号 に基づく減損 引当金 (百万ポンド)
貸付金(償却原価ベース)およびその他の資産 ¹	4,652	(52)	2,508
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する売却可能投資/金融資産	38	(38)	3
貸借対照表上の合計	4,690	(90)	2,511
未実行のコミットド・ファシリティおよび保証契約に係る引当金	79	-	341
減損および引当金合計	4,769	(90)	2,852
			7,111

¹ 現金担保および決済残高に係る 500 万ポンドの減損およびその他の資産に係る 100 万ポンドの減損を含みます。

- IFRS 第 9 号の導入により、減損引当金をより早期に認識した結果、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの減損引当金合計は、2017 年 12 月 31 日現在の 48 億ポンドから 27 億 6,000 万ポンド増加して 2018 年 1 月 1 日現在、75 億ポンドとなりました。2018 年度上半期における引当金の変動は、以下の通りです
- 組替えによる影響は、IFRS 第 9 号によると減損引当金を計上しない、損益計算書を通じて公正価値で測定する資産に組替えた資産によるものです

貸付金(償却原価ベース)の変動

以下の表は、当期におけるエクスポージャーおよび減損引当金の変動の内訳を表示したものです。

	エクスポージャ ー総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	エクスポージャ ー純額 (百万ポンド)
2018 年 6 月 30 日に終了した半期¹			
期首残高	324,846	7,102	317,744
事業の売却	(187,591)	(2,936)	(184,655)
期中の変動	1,510	(221)	1,731
期末残高	138,765	3,945	134,820

¹ 上表に含まれていないものの減損対象である貸借対照表上のその他の金融資産には、現金担保および決済残高ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産が含まれます。このエクスポージャー総額は 1,437 億ポンドであり、減損引当金は 700 万ポンドです。この他にオフ・バランスシートのローン・コミットメントおよび金融保証契約があり、そのエクスポージャー総額は 2,637 億ポンド、減損引当金は 2 億 200 万ポンドです。

財務書類に対する注記

貸借対照表の変動—IFRS 第 9 号および IFRS 第 15 号への移行による影響

以下の表は、貸借対照表の表示の変更と IFRS 第 9 号および IFRS 第 15 号への移行がバークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表に及ぼす影響を示したものであり、組替えおよび関連する再測定によって生じた変動ならびに減損の増加の影響を個別に示しています。

	2017 年 12 月 31 日 現在		2017 年 12 月 31 日 現在					2018 年 1 月 1 日 現在
	IAS 第 39 号に基づく 帳簿価額 (公表額) (百万ポンド)	貸借対照表 の表示の変 更 ¹ (百万ポンド)	IAS 第 39 号に基づく 帳簿価額 (修正後) (百万ポンド)	IFRS 第 15 号によ る影響 ¹ (百万ポンド)	IFRS 第 9 号 表示の変更 ¹ (百万ポンド)	IFRS 第 9 号 分類 および測定 (百万ポンド)	IFRS 第 9 号減損 の変動 (百万ポンド)	IFRS 第 9 号に 基づく 帳簿価額 (百万ポンド)
資産								
現金および中央銀行預け金	171,036	-	171,036	-	-	-	-	171,036
他銀行からの取立中の項目	2,153	(2,153)	-	-	-	-	-	-
銀行に対する貸付金	36,209	(36,209)	-	-	-	-	-	-
顧客に対する貸付金	365,553	(365,553)	-	-	-	-	-	-
現金担保および決済残高	-	77,172	77,172	-	-	(2,398)	(5)	74,769
貸付金(償却原価ベース)	-	324,590	324,590	-	5,109	(9,453)	(2,502)	317,744
リバース・レポ取引およびその他類 似の担保付貸付	12,546	-	12,546	-	-	(11,949)	-	597
トレーディング・ポートフォリオ資産	113,755	-	113,755	-	-	413	-	114,168
公正価値で測定すると指定された 金融資産	116,282	(116,282)	-	-	-	-	-	-
損益計算書を通じて公正価値で測 定する金融資産 ²	-	116,282	116,282	-	-	23,929	-	140,211
デリバティブ	237,987	-	237,987	-	-	-	-	237,987
金融投資	58,963	-	58,963	-	(57,463)	(1,500)	-	-
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定する金融資産	-	-	-	-	52,354	934	-	53,288
関連会社および合併企業に対する 投資	718	-	718	-	-	(19)	-	699
のれんおよび無形資産	4,885	-	4,885	-	-	-	-	4,885
有形固定資産	1,519	-	1,519	-	-	-	-	1,519
未収還付税	376	-	376	-	-	-	-	376
繰延税金資産	3,352	-	3,352	(22)	-	-	649	3,979
退職給付資産	966	-	966	-	-	-	-	966
前払金、未収収益およびその他の 資産	1,850	(1,850)	-	-	-	-	-	-
その他の資産	-	4,003	4,003	89	-	28	(1)	4,119
売却目的保有に分類された処分グ ループに含まれる資産	1,193	-	1,193	-	-	-	-	1,193
資産合計	1,129,343	-	1,129,343	67	-	(15)	(1,859)	1,127,536

¹ 詳細については、英語原文の 17-22 ページにある注記 1「作成の基礎」をご参照ください。

² 強制的に公正価値で測定される資産 1,302 億ポンドおよび公正価値で測定すると指定された資産 100 億ポンドから構成されています。

財務書類に対する注記

	2017年 12月31日 現在	2017年 12月31日 現在	2017年 12月31日 現在	IFRS 第15号 による影響 ¹	IFRS第9号 表示の変更	IFRS第9号 分類および測定 および測定	IFRS第9号減損 の変動	IFRS 第9号に 基づく 帳簿価額
	IAS第39 号に基づく 帳簿価額 (公表額)	IAS第39 号に基づく 帳簿価額 (修正後)	IAS第39 号に基づく 帳簿価額 (修正後)	IFRS 第15号 による影響 ¹	IFRS第9号 表示の変更	IFRS第9号 分類および測定 および測定	IFRS第9号減損 の変動	IFRS 第9号に 基づく 帳簿価額
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
負債								
銀行預り金	37,906	(37,906)	-	-	-	-	-	-
預り金(償却原価ベース)	-	399,189	399,189	-	-	(18,860)	-	380,329
他銀行への未決済項目	446	(446)	-	-	-	-	-	-
顧客預り金	429,426	(429,426)	-	-	-	-	-	-
現金担保および決済残高	-	68,143	68,143	-	-	(2,218)	-	65,925
レボ取引およびその他類の担保	40,338	-	40,338	-	-	(25,285)	-	15,053
付借入	40,338	-	40,338	-	-	-	-	-
発行債券	69,386	-	69,386	-	-	-	-	69,386
劣後負債	24,193	-	24,193	-	-	-	-	24,193
トレーディング・ポートフォリオ負債	37,352	-	37,352	-	-	-	-	37,352
公正価値で測定すると指定された 金融負債	173,718	-	173,718	-	-	46,365	-	220,083
デリバティブ	238,345	-	238,345	-	-	-	-	238,345
未払税金	494	-	494	-	-	-	-	494
繰延税金負債	-	-	-	-	-	-	-	-
退職給付債務	287	-	287	-	-	-	-	287
未払金、繰延収益およびその他負 債	8,416	(8,416)	-	-	-	-	-	-
その他の負債	-	8,862	8,862	-	-	-	-	8,862
引当金	3,302	-	3,302	-	-	-	341	3,643
負債合計	1,063,609	-	1,063,609	-	-	2	341	1,063,952
株主資本								
払込済株式資本および株式払込剰 余金	14,453	-	14,453	-	-	-	-	14,453
その他の剰余金	3,808	-	3,808	-	-	(139)	3	3,672
利益剰余金	38,490	-	38,490	67	-	122	(2,203)	36,476
その他の持分商品	8,982	-	8,982	-	-	-	-	8,982
非支配持分を除く株主資本合計	65,733	-	65,733	67	-	(17)	(2,200)	63,583
非支配持分	1	-	1	-	-	-	-	1
株主資本合計	65,734	-	65,734	67	-	(17)	(2,200)	63,584
負債および株主資本合計	1,129,343	-	1,129,343	67	-	(15)	(1,859)	1,127,536

¹ 詳細については、英語原文の17-22ページにある注記1「作成の基礎」をご参照ください。

IFRS第9号 分類および測定

この項目は、分類および測定による貸借対照表の変動を示しています。正味影響は、株主資本の減少 1,700 万ポンドであり、これを相殺する重要な変動はありません。分類の変更は、パークレイズ・インターナショナルのプライム・サービスおよび株式業務の一部ポジションの償却原価ベースから公正価値ベースへの組替えを含みます。

IFRS第9号 減損の変動

減損の変動の項目は、IFRS第9号の適用による追加の減損認識を示しています。減損の増加により繰延税金資産が認識されますが、これは時間の経過に伴い当期税金として償却されます。税引後の影響は、株主資本の減少 22 億ポンドです。IFRS第9号に基づく減損引当金は、実行分と未実行分の双方のカウンターパーティー・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオについては、減損引当金合計が、エクスポージャーを超えない範囲で実行分のエクスポージャーに割り当てられます。超過分が貸借対照表の負債の部に引当金として報告されます。ホールセール・ポートフォリオについては、未実行エクスポージャーに係る減損引当金が貸借対照表の負債の部に引当金として報告されます。

財務書類に対する注記

20. バークレイズ・バンク・ピーエルシー親会社要約貸借対照表

	2018年 6月30日現在 (百万ポンド)	2017年 12月31日現在 ¹ (百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	115,924	165,713
現金担保および決済残高	80,263	61,545
貸付金(償却原価ベース)	163,028	364,670
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	3,796	22,964
トレーディング・ポートフォリオ資産	80,903	79,836
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	168,108	117,182
デリバティブ	228,839	232,288
金融投資	-	54,583
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	50,854	-
関連会社および合併企業に対する投資	138	165
子会社に対する投資	14,307	14,614
のれんおよび無形資産	161	3,498
有形固定資産	116	565
未収還付税	1,008	115
繰延税金資産	1,651	1,863
退職給付制度	1,122	959
その他の資産	2,321	4,440
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	1,761	-
資産合計	914,300	1,125,000
負債		
預り金(償却原価ベース)	228,174	427,185
現金担保および決済残高	71,763	59,258
レボ取引およびその他類似の担保付借入	15,579	49,883
発行債券	46,133	55,874
劣後負債	17,217	24,203
トレーディング・ポートフォリオ負債	56,384	41,542
公正価値で測定すると指定された金融負債	206,255	169,044
デリバティブ	225,022	229,227
未払税金	439	242
退職給付債務	145	149
その他の負債	2,992	7,331
引当金	974	3,028
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	1,762	-
負債合計	872,839	1,066,966
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	14,453	14,453
その他の剰余金	421	1,093
利益剰余金	19,675	33,506
その他の持分商品	6,912	8,982
株主資本合計	41,461	58,034
負債および株主資本合計	914,300	1,125,000

- 1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2018年1月1日付で新たな会計方針を採用したことに伴い、2017年12月31日現在の貸借対照表の表示を変更しております。この影響は次の通りです。「他銀行からの取立中の項目」(2017年12月:10億1,100万ポンド)および「未収収益およびその他の資産」(2017年12月:34億2,900万ポンド)は、「その他の資産」(2017年12月:44億4,000万ポンド)に計上されています。同様に、「他銀行への未決済項目」(2017年12月:4億4,600万ポンド)および「未払金、繰延収益およびその他の負債」(2017年12月:68億8,500万ポンド)は、「その他の負債」(2017年12月:73億3,100万ポンド)に計上されています。「銀行に対する貸付金」(2017年12月:372億5,500万ポンド)および「顧客に対する貸付金」(2017年12月:3,889億6,000万ポンド)は個別に分類され、現在はこの残高のうち3,646億7,000万ポンドが「貸付金(償却原価ベース)」に、また615億4,500万ポンドが「現金担保および決済残高」に計上されています。「銀行預り金」(2017年12月:383億6,400万ポンド)および「顧客預り金」(2017年12月:4,480億7,900万ポンド)は個別に分類され、現在はこの残高のうち4,271億8,500万ポンドが「預り金(償却原価ベース)」に、また592億5,800万ポンドが「現金担保および決済残高」に計上されています。
- 2 公正価値で測定すると指定された金融資産および強制的に公正価値で測定される資産の両方から構成されています。

その他の情報

決算報告スケジュール¹

2018年度年次報告書

発表日

2019年2月21日

為替レート ²	増減率(%) ³				
	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2017年 6月30日	2017年 12月31日	2017年 6月30日
期末日-米ドル/英ポンド	1.32	1.35	1.30	(2%)	2%
6ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.38	1.32	1.26	5%	10%
3ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.36	1.33	1.28	2%	6%
期末日-ユーロ/英ポンド	1.13	1.13	1.14	-	(1%)
6ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.14	1.12	1.16	2%	(2%)
3ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.14	1.13	1.16	1%	(2%)

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

リサ・バートリップ +44 (0) 20 7773 0708

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキン +44 (0) 20 7116 4755

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000. 会計番号: 1026167.

- ¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合があります。
- ² 上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。
- ³ 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。